

漁村住宅の高密度居住形態に関する研究

(その1：漁村住宅の実態)

畑 聰一 (芝浦工業大学)

目次

序

1. 研究目的
2. 研究の方法と枠組
3. 調査対象地域の概要

第1章 田の字型平面の図象的性質

1. 四つ間型平面の図象的原理
2. 図象の行為規制
3. 図象平面の表象性
4. 図象平面における生活の展開
5. 単軸の構成と二軸の構成
6. 田の字平面における内部間仕切の欠落
7. 田の字平面における内部間仕切の喰違

第2章 類型上の原則と問題点

1. 外周及び分割線分判定の原則
2. 位置決定の原則
3. 分割軸パターンによる間取りの記号表示

第3章 類型結果にみる集落平面の特徴

1. 平面型を規定する空間的な特徴
2. 類型上の原則と不適合事例
3. 類型結果にみる平面の概要
4. 集落平面の特徴
5. まとめ－対象地区平面の構成

第4章 事例の収録と解説(報告書参照)

序

1. 研究目的

本研究の目的は、高密な居住環境を自然発生的に形成する離島漁村を対象とし、住居集合の構造を明らかにすることにある。

離島集落の環境は、島嶼性ゆえに自律的であり、集落固有の条件を強く反映しており、その形成のしくみには以下の2系統が考えられる。すなわち、1つは集落を全体から部分へと下向的に規定するハマ(港、磯など)、ヤマ(神社、墓地など)、谷(水系)、崖、平地(集

落)など、空間的体系の住居集合、住居に及ぼす水準であり、他の1つは部分から全体へと上向的に構築する要素としての住居が住居集合、集落に及ぼす水準である。しかし、自然発生的な継起性によって成立する住居集合は、前者の水準によって具現化しているのではなく、集落の隠された体系として漁民の暗黙の了解事項として作用しているとみることができ、むしろ、建て替えや建て増しなどの住居単位の変化を通して住居相互が上向的な水準によって動的に展開し、結果として集落を形成するものと考えべきであろう。それゆえ、上記の研究の目的を達成するには、住居単位の解析が必要条件であり、住居単位を明らかにした後、はじめて上向的に住居集合、集落の構造を捉えることができるのである。

そこで、本研究は目的を研究の経緯に合わせることで、(1)間取りの特徴を現在の横断面として捉えるには、あるまとまりをもつ地域全体を対象とするとともに、集落においては連続し一群をなす集合的環境を対象として調査することが必要であり、この調査の方法は、異なる性格をもつ間取りの特徴を同一の水準で比較分析することが可能である類型的方法の確立を要請すること、(2)以上の分析方法、分析結果に通時的変化の視点をも加え、離島漁村における住居集合の今日的断面に内在する構造を上向的に解析すること、(3)さらに抽出された構造を論拠として計画の方法を探り、計画モデルを作成すること、の3段階に設定した。

本報告は2年にわたる継続研究の初年度に相当するので、上記(1)の目的に沿ってまとめることとした。

2. 研究の方法と枠組

本論の構成にかかわる目的(1)に沿って研究の方法と枠組を述べるならば以下のように整理される。

i あるまとまりをもつ地域全体を分析の対象とし、地域の集落相互間で差異と類似性の諸相を捉えること。

対象はいずれも伊勢湾を漁場とする離島漁村であり、地域の自然地形的側面はもとより社会的、歴史的にみても共通の基盤をもつと考えることができるので、比較研究によって、集落固有の事象と伊勢湾離島漁村として一般化しうる事象を区別して分析することが可能である。

ii 対象集落の調査区域として、一群をなす集合的環境（120戸前後）を抽出し、区域に含まれるすべての施設を調査すること。

この票本のなかに新旧の住居実例が混在し、今回の報告からは除外したが、住居集合の諸現象が住居相互の諸関係として現われており、調査の条件として位置づけられる。また、高密度居住においては、集合の要素である住居が集合のしくみを内包しつつ形成されており、とりわけ隣接条件の住居平面に及ぼす影響が強いので、間取りの実態分析は住居集合の解析の部分となすものである。

iii 本論では目的で触れたように、類型的方法が地域の間取りの捉え方として提案されており、間取り解説のプロセスを示すことも重要な目的の一つといえる。具体的方法は第2章で展開するが、以下に示す背景に基づくものである。

歴史的な視点によって間取りの特徴やそれらを構造として把握する方法は存在するが、今日機能している間取り分布の様態を共時的断面として分析する方法が曖昧にされていることを指摘する必要がある。地域に分布する間取りには、類似のものが存在するが、計画的平面にみられるような意味での同一事例は存在しない。しかし、既往の研究の多くは少数、個別的事例の累積的特徴を地域や集落の特徴に置き換えており、方法、結果ともに信憑性を欠いたものとなっている。それゆえ、住居や住居集合の特徴を地域や集落のそれとして普遍化するために、多数事例の相対的關係を論理的に抽出する方法を確立する必要があり、分布の相対的關係のなかに、はじめて地域や集落の特徴や構造をみい出さるのである。

iv 本研究の類型的方法は平面的特徴に限定しているが、間取りの特徴を捉えるための骨組として、調査を繰り返すなかから見い出されたものである。間取りを類型化する場合の対象として、幾つかの水準を考慮することが可能であるが、方法は少なくとも地域に存在し、現実に機能する明治末から現在工事中の事例にいたるまでの間取りを等しく捉えることが条件とされる。それゆえ、地域固有の条件が強く反映される床、仏壇、押入などの空間的装備の位置や構築上の諸形式は、年代とともに役割やしつらえの意味を変えており、類型上の指標とはなり難く、むしろ通時的分析がなされるべき対象のものである。

そこで、本研究では、まづ地域的枠組を超えて成立する間取りの基本的要素を①単位（潜在的に住生活機能の役割を担い、住居の部分構成する空間単位）②配置または配列（単位の配列パターン）③関係（単位相互のつながり）④スケール（単位のスケール）の4つの空間的条件として位置づけ、次いでこの条件を前提

として間仕切りにより分割される平面上の形式を分割軸の組み合わせとして把握し幾つかの原則とともに類型指標を構築するものである。この類型的方法により集落の実態として示される平面型やそれらの分布は、それ自体が分割形式上の特性を示すが、指標そのもののなかに地域により意味の出所の異なるものや弁別の曖昧さを含んでいないので、普遍的に位置づけられるものといえよう。

v 共時的な分析は空間と生活の対応の実態や住要求の実態を解析するものであるが、それを体系的に把握するための方法として、ここでは四つ間型平面の図象的性質が考察され、図式的構造として提示されている。従って、本論の第1章に示す田の字型平面の図象的性質と第3章に示す実態の把握とは相補的に成立するものである。図象的性質は図象に内在する諸原理の展開とともに調査結果によっても検証され、構築されているので、田の字平面の図式的構造として位置づけられるが、反面、この図象の性質が類型的方法的枠組を規定し、類型結果を分析する過程における論理的背景を形成するものである。

但し、本論では実態把握をあくまでも類型論の枠組のなかで捉えることとし、集落の収束平面型にみられる基本的要素、空間的装備の特徴とそこに展開される住み方の概要を示すにとどめた。ここでは実例を資料として収録し、解説することを重視し、間取りの通時的分析や住居の建築的、空間的レベルでの類型を含む体系的把握は最終報告に委ねた。

vi 調査は昭和50年から55年にかけて行ったものであり、本論で使用したデータはすべて調査時のものであるため、集落によって最大5年のズレがあることを付記する必要がある。

神島（昭和50、55年）	答志島桃取（昭和52年）
菅島（昭和50年）	答志島答志（昭和53年）
篠島（昭和51年）	答志島和具（昭和53年）
日間賀島西里（昭和51年）	坂手島（昭和54年）

また、調査はすべて①予備調査（約2日間）、②実測調査（約25日間）、③配票面接調査（約10日間）の3回に分け、調査②を夏季に、③を秋季に実施し、いずれも集落の施設を借りて合宿し、戸別に踏査したものであるが、調査の内容は以下の通りである。

①予備調査：地図、文献等資料の収集、調査区域の決定、宿舎の予約

②実測調査：平面採集、家具配置採集、増改築経緯の聞き取り、平板測量（桃取以降、配票による生活意識調査を加えた）

③配票面接調査：戸外物品等位置の採集、住み方調査（調査②で得た平面図に対応した調査票を組み立て、回収時に書き込みの欠落箇所を補

充し、聞き取り調査を行った)

3. 調査対象地域の概要

対象地域はすべて伊勢湾周縁部の離島に立地する漁業集落である。図の立地条件が示すように、町村合併以後神島、菅島、答志、和具、桃取、坂手は鳥羽市の一部を、篠島、日間賀は知多半島、南知多町の一部を形成し、それぞれ異なる生活圏、文化圏に属している。しかし、各集落はいつでも地先に定置漁業権、区画漁業権を有し、伊勢湾を共同漁場とする漁業主体の集村であり、近年漁業形態を異にしつつあるが、概して養殖漁業化、漁業と地勢を生かした観光化の傾向を指摘することができる。



対象集落 位置図

●生産形態と日常生活

対象集落では坂手を除き、採取、養殖などの地先漁業に従事する世帯が半数を越え、漁業協同組合の諸活動を軸にした集落生活が営まれている。殆どどの漁家では、家族を生産単位としているため、家族員の漁業に果たす役割、とりわけ主婦の役割は大きい。一本釣りなどの単純な操業に主婦が加わる場合もみられるが、一般的には主婦をはじめとする家族員は網の修理などの操業前後の作業において協労する。それゆえ、漁の忙しい時期や出漁時間が日常生活とずれる時期は家族の日常生活が漁業形態に従属し、圧迫され易い。他方、これを集落の現象としてみた場合、同業者の家族が一同にハマに集まり、作業を行うので、ハマは恰好のムラづきあいの場となり、溜りが各所に形成される。坂手の場合、かつて純漁村として機能していたが、集落は鳥羽市街に近接し、船の便

数も多く、鳥羽や伊勢方面への通勤圏内にあるため、合併(昭和29年)以後の漁業離れが生じている。しかし、漁業者の転職は難しく、オイルショック以後、中高年令層の一本釣り漁業への復帰現象が若干みられる。従って、住宅の多くは漁家として建てられているため、生活のリズムは漁家のそれと異なるが、生活の場の展開は極めて漁家的であるといえよう。

漁業の内容では、集落により差異がみられる。この差異は集落が過去の遺産として保持している区画漁業権と集落立地の地理的、社会的条件の違いに由来するものである。

愛知県側の2集落と三重県側の6集落を比較した場合、漁業施設整備の近代化の水準に差があり、前者の漁協が冷凍冷蔵庫を所有し、水産加工業者によってシラスなどの2次製品化が積極的に推められている反面、後者では、沿岸漁港に水揚げを行う漁業者も多く、水産施設の立ち遅れが指摘される。

篠島、神島、答志は潮の流れが速く、魚種の豊富な伊良湖水道に区画漁場を有しているため、10tを越える大型船を使った底曳漁などが行われており、海女漁業が盛んであることから、生産形態の類似性が認められる。3集落のなかでは、特に答志の区画漁場が他に較べて広く、漁場の性格も多様であるため、魚種、漁法ともに極めて多岐に及んでおり、生産単位である家族が規模の異なる2、3隻の漁船を所有し、魚種の回遊時期に合わせて船を選び、網を使い分けて操業することが多い。それゆえ、漁家での生活は漁業形態の目まぐるしい変化に支配されている。

これに対し、菅島、坂手などでは小型船による一本釣り漁業が現在でも主流を占めており、家族ぐるみの操業、作業が行われているにもかかわらず、生産性は他集落に較べて低い。

また、桃取では、戦前まで半農半漁による自給的生活が続けられていたため、区画漁場は歴史的に隣接漁村に脅かされ、魚種にも恵まれていなかったが、昭和45年頃から始められたノリ、ハマチの養殖によって島の経済は著しく改善され、今日に至っている。しかし、家族はもとより、親戚ぐるみ、徹夜で繰り返されるノリ加工の作業によって、秋から春先にかけての生活は大きく変化し、圧迫され、対象集落のなかでも特異な状況を生み出している。この傾向は、桃取ほどではないが、日間賀、篠島など、同様にノリ養殖の盛んな集落においてもみられる。

総じて、対象集落で営まれる漁業は極めて複雑、多様であり、それゆえ日常生活は漁業形態に従属し、不規則であるといえる。他方、そうした状況のなかで、漁民は漁場を共有しているため、そのなかで共益を求め、集団的のつきあいを行うことが多く、つきあいはハマを中

心にムラ単位、同業者単位で日常的に展開されている。

対象地域は、いづれも大部分を崖地や急な傾斜地に被われ、水の取得が難しい離島であるため、耕地を確保することが困難である。しかし、戦前まで魚の商品価値が低かったために、漁家は経営が苦しく、斜面を開墾し畑作を行うことによって、食糧の自給度を高めてきた。畑地にはさつまいも、豆類、野菜などの副食品を栽培してきたが、開墾は食糧危機に陥る大戦後も続けられ、その後、漁業経営が安定するとともに衰退の一途をたどっている。現在、対象地域のなかでは、日間賀で海底送水管の敷設に合わせて昭和47年以来、丘陵地をオリブ畑に開発する計画が進行中であるが、他島では老人や主婦の暇仕事として畑作が続けられているのが実態であり、耕地の縮小化が著しい。また、桃取、菅島は水田を保有し、特に桃取の場合は、一時、米を移出するほどの生産高を有していたが、今日では畑作同様に衰退し、自家食米以上の生産は行っていない。

対象集落の近年の傾向である観光化についてまとめるならば、以下の通りである。対象集落中、最も早く観光化された篠島では、江戸時代から新四国めぐりの巡礼の地となっており、明治24年には参詣客を見込んだ旅館がすでに建設されている。従って戦前から観光地として開け、今日では参詣客に加えて、つりや夏の海水浴の客を対象とする民宿、旅館が並び、コンクリート造の施設も多い。最近、日間賀においても、観光化の傾向は民宿住宅の増加となって現われている。これに対し、三重県側の集落では、特に和具、答志にこの傾向が強く表われている。和具、答志の観光施設は高度成長期以降、オイルショックまでの間に建設されたものであるが、集落の周縁部に立地しているため、篠島のように集落構造に影響を及ぼすまでには至っていない。

観光化の傾向は、概して高度成長期以後、各集落において見られるが、これは、漁民の転職、他出の機会の増加、乱獲による漁場の荒廃など、現在離島漁村がかかえる問題の表裏をなすものといえよう。

●集落の社会的変化

対象集落は調査地区をグロスとする容積率(64~114%)人口密度(195~443人/ha)がともに高く、極めて高密度な集落形態を呈している。この傾向は、江戸末期における坂手の「村中家別間数覚一文政元年」や年代不詳ではあるが江戸末期以前の資料と推定される<神島の宅地割りを示す古地図>などによって、少なくとも江戸末期にはほぼ現在の宅地割りに近い集落が形成されていたとみることができる。

江戸末期から明治中期にいたる住宅規模はどの集落においても狭小なものであり、年代の古い事例によって、一般漁家は7~10坪程度の平家が多かったと推察され

る。当時はまだ、近世の体制の延長上にあり、近世以来庄屋職として交代でムラの重責を果たしてきた網元集団が村長などの村役を占有し、行政面、経済面ともに支配を続けた時期といえよう。すでに漁師仲間と称する自主漁民もいたが、自主漁民の力は弱く、村の一切の行事は網元集団を中心に実行されていたとみてよい。

明治末期から大正初期にかけて、網元は地引網、支の具などの不況を直接的な原因として、経営不振に陥り、没落し、これに代わって個人的漁業の時期に入った。網元の没落は明治後期に設立された漁業組合の事業の拡大、充実(仲買業務の組合への委譲など)、伊勢エビの市場化をはじめとする魚種、漁法の変化、巡航船による本土文化の大量移入などと無縁ではない。

家族を生産単位とする自主漁業へと変化したなかで、最も大きな変革は、組合による漁場や磯の共同管理、青年組織や出合いによる入会地の整備など、共同化が進んだことであろう。しかし、この時代は集落によって異なるが、神事をはじめとするムラの行事には、かつての網元制度の諸形態が残り、旧網元はムラの名士としての役割を担う場合が多い。

当時から昭和15年頃にかけて、漁家の規模拡大は徐々に達成されたが、この時期に2階家が普及しており、2階家が集落景観に与えた影響の大きいことが想定される。第2次大戦を挟み、昭和15~30年前後までは、どの集落においても住宅は殆んど建設されていない。

町村合併、伊勢湾台風などを機に昭和30年頃から建設活動は再開されるが、この時期は以下の点において住宅に大きな変化をもたらしたといえよう。1つは町村合併と高度成長に裏打ちされた生活基盤施設の整備、近代化といった技術的側面の変化であり、もう1つは村議会の自治機能に付属し、行政的権限を超えて機能していた土地委員制度などの共同体規制が合併によって崩壊したためにもたらされる個人的・家族的エゴイズムの台頭といった人的・社会的側面の変化である。この2つの条件の変化に準拠し、水まわりの改良に端を発して建て替えや増築が助長され、軒を接し、敷地いっぱい住宅が建設されるようになった。今日の一般漁家の規模は集落によって異なり、延床面積で20~35坪程度であるが、先に述べたように、近世以後、集落の宅地割りに大きな変化がみられないので、住居規模や形式の変化を据えることによって、高密度居住の形成過程をも把握することができるものと思われる。

第1章 田の字型平面の図象的性質

対象地域の間取りは、後述する類型結果が示すように田の字型を基本型とし、様々な欠落・喰違の型を生み出しているが、集落間でその分布の実態には差異がみられる。しかしながら、事例の殆んどが襖などの間仕切りによって平面分割がなされているという図式的な視点においても、又そこで展開される生活の仕方においても、まず四つ間型の性質を捉え、それとの関連性の中で他をその派生型として位置づけることが、地域の間取りの特徴を理解する上で望ましいと思われる。

そこで、本章では、四つ間の図象に内在している原理について考察し、さらに実態をふまえて田の字四つ間型における間取りと、生活の図式的要素を抽出し、これを四つ間型に潜在する図象構造として位置づけ、あわせて欠落化・喰違化の図象上の意味を考察する。

1-1 四つ間型平面の図象的原理

田の字四つ間取りの個々の事例には種々の空間的要素や装備が施され、個々の生活を受け入れる器として機能しているが、それらを最も抽象化し、平面的に捉えた場合、最終的に田の字の図象のみが残る。そして、間取りは時として潜在機能を前提にした上で、この図象のみによって論じられることがある。ここでは四つ間型を2軸による有限な平面の分割と考え、象限モデル(図1-1a)に置き換えることによって、分割された平面相互の隣接関係(内部隣接)と、外周線分により限定される象限相互の関係(外部隣接)を原理的に論ずるものである。

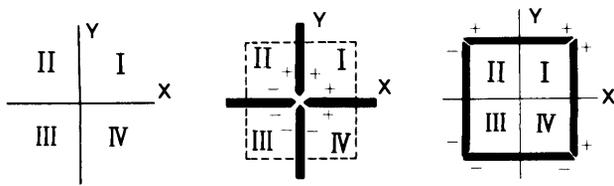


図1-1a 象限モデル 1b 内部隣接 1c 外部隣接

1. 内部隣接

各象限は互に他を画する4つの線分、X軸上の+・-・Y軸上の+・-によって分割され、I(X^+, Y^+), II(X^-, Y^+), III(X^-, Y^-), IV(X^+, Y^-)の符号で相対的な関係が示される(図1-1b)。いま、Iを基準に捉えた場合、Iに対してII, IVはそれぞれ Y^+, X^+ の線分を境界として成立しており、区画線分を共有するという意味において類縁の象限といえるが、IIIはX, Yの符号がともに異なり、区画線分を共有せず、それゆえ対立した象限となる。各象限は有限な平面であり、田の字四つ間型の図象に置換するならば、象限相互が間仕切り

を共有するか否かによって類縁、対立の関係を生み出している。すなわち四つ間型の図象では等質な平面であっても、間仕切りを共有するか否かによって各象限間に、符号に対応した類縁、対立の関係が生ずることを意味している。

2. 外部隣接

四つ間型の外周は有限であり、4つの象限が4つの外周線分によって内包される有限の象限モデルを同様に想定することができる(図1-2c)。各象限は、X軸と平行でYが+、-およびY軸と平行でXが+、-の値をとる4つの外周線分のいずれか2本によって外周を画され、囲まれる外周線分の符号によってそれぞれI(X^+, Y^+), II(X^-, Y^+), III(X^-, Y^-), IV(X^+, Y^-)の相対的な関係が示される。いま、Iを基準に捉えた場合、Iに対してII, IVはそれぞれ Y^+, X^+ の外周線分を共有しており、類縁の象限といえるが、IIIはX, Yの符号がともに異なり、外周線分を共有せず、対立した象限となる。これを田の字四つ間型の図象に置換するならば、象限相互が外周壁の一边を共有するか否かによって類縁、対立の関係を生み出している。すなわち、四つ間型の図象では、これに対する外からの影響の如何にかかわらず、外周線分を共有するか否かによって、象限相互間に符号に対応した類縁、対立の関係が生ずることを意味する。

1, 2に示した象限モデルは、分割線分及び外周線分の相対的な関係に基づいて4つの単位(象限)の相対的な性質を明らかにしたものであるが、これは単位の性格(ヘヤの性格)、単位のスケール(ヘヤの平面スケール)の如何を問わず、普遍的に成立する図象的原理として位置づけることができる。

1-2 図象の行為規制

続き間構成の四つ間型平面を図象に置き換え、居室相互の行為レベルを考慮すれば、①対角方向の直結動線は確保されておらず、対角居室に到達するためには、隣接する2居室のいずれかを通過する必要がある。②隣接居室相互は間仕切りを共有しており、襖などの間仕切りを介して行為が隣接居室に波及しやすく、それゆえ連続した行為や広さを必要とする行為には隣接居室を充てるのが適当である。③対角居室は互いに異なる間仕切りによ

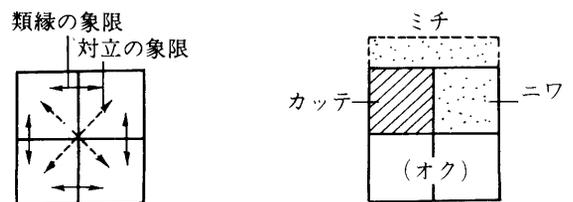


図1-2 象限相互の類縁と対立 図1-3 間取りの異方性

って仕切れ、最も隔離されているので、対立しやすい行為、無関係の行為がなされやすいという3つの特徴が明らかになってくる(図1-2)。

1-3 図象平面の表象性

四つ間型平面の事例では、図象的原理を内包しつつも間取りにみられるしつらえや敷地固有の条件を反映するので、居室単位が特定の性質を持ち、その結果図象の等質性は失われる。すなわち、入口・台所などの潜在機能の配列状態、方位との関係、ミチや隣接家屋との関係に由来する外周部分の戸外依存の状態などは、居室単位に固有の意味をもたらし、等質な図象の相互関係に異方性を与えるものである(図1-3)。対象地域の間取りには敷地規模に余裕のある日間賀を除き、1面又は2面をみちに接し、他の3ないし2面は隣家と軒を接する配置例が多く、方位との一定の関係は見出し難い。また、殆んど事例では、一方のミチに接して戸外との関連性の強い入口(ニワ)、台所(カッテ)が、分割された類縁関係になる2単位を占め、他の居室単位の使用に影響

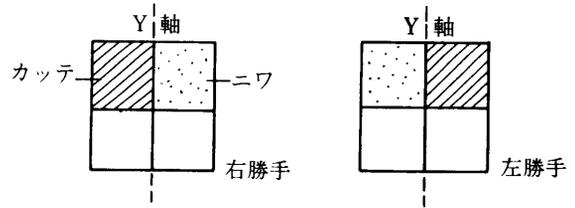
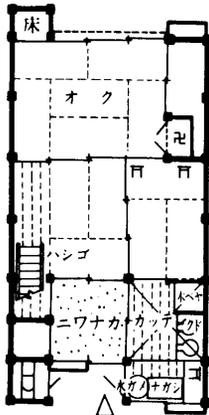
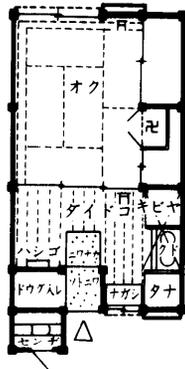


図1-4 間取りの左右対称性

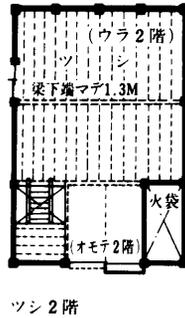
を及ぼす。ニワとカッテの関係には右カッテと左カッテがあるが、左カッテを禁忌とする集落も存在する(図1-4)。図象平面は右カッテをモデル化したものであるが、左カッテの場合は図1-6の事例に示すように、図象がY軸について反軸し、後述する床の間や仏壇の位置とともに居室Ⅲ、Ⅳの性質もまた反転する。従って、左カッテの事例についてはY軸について反転させ、右カッテに変換して扱うものとする。図象に一致する田の字四つ間型の発生は各集落ともに比較的新しく、大正以降であり、従って、旧来の室名称呼を示すものではないが、この型では今日でも、Ⅲ、Ⅳに相当する居室を奥(オク)あるいは奥の6畳などと呼ぶ場合が多い。これは、明ら



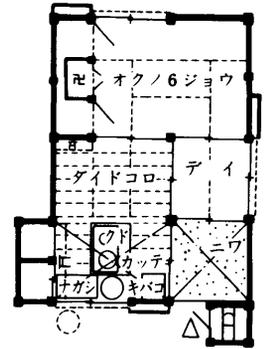
坂手 東川氏宅(18C末~19C前)一般漁家



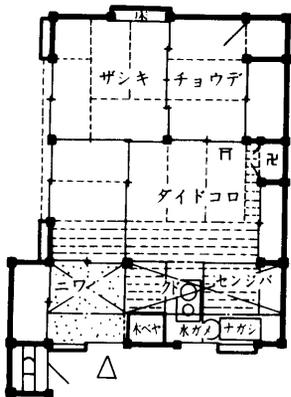
坂手 旧西井氏宅(18C末~19C初)一般漁家



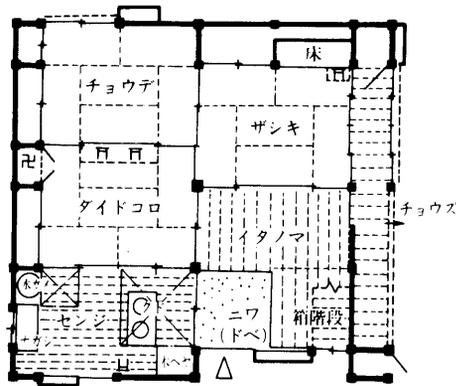
ツシ2階



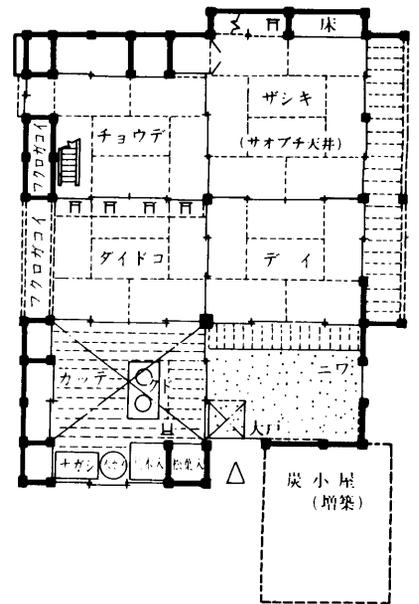
神島 小久保氏宅(19C中)一般漁家



和具 山本氏宅(19C中)一般漁家



答志 浜崎氏宅(19C中)網元



神島 小久保氏宅(18C後)庄屋(大元)

図1-5 復元平面図

かに前(マエ)の世古みちに面するⅠ、Ⅱの単位に対立して使用されるものである。さらに、各集落に現存する年代の古い客寄せを必要とした住宅の間取りをみた場合(図1-5)、2列型の間取りでは、客寄せを行なう座敷と呼ばれるへやがニワ側に偏り、日常の就寝のためのネマ、チョウデなどのへやはカッテ側に偏っている。明治期の一般漁家で床の間を持つものは少ないが、入口、座敷の偏る表方に付随する床の間と、カッテ、ネマ(チョウデ)の偏る裏方に付随する収納場所の位置とが、表一裏の対立をいっそう明確にしている。

また、図象と一致する田の字四つ間型平面は、桃取では分布の中心をなす型であり、神島、答志においても比較的多くみられる型であるが、いずれもニワ(土間)、ダイドコ(板間)を除く2居室にはタタミが敷かれ、へやとして機能している。しかし、狭小な敷地に2階家として建てられているために、1階に客寄せのための床の間を持つ事例は少なく、床の付いた広い居室を2階に配置し、1階の2居室にはともに収納を設けた事例が多くみられる。この傾向は、戦後の型として位置づけられる桃取の四つ間型に著しい(表1-1)。そこで、四つ間型における奥の2居室が、先に述べた古事例の表方一裏方に対応する性格を持ち得るか否かを判定する必要がある。対象地域では浄土宗の一寺(答志)を除き、他はすべて曹洞宗であり、答志以外は一寺一集落の壇家を形成し、集落ごとに仏事が営まれている。それゆえ、すべての住宅の1階平面には仏棚や仏壇が設けられており、仏事などを通して祖先への供養を欠かすことがない。この祖先崇拜の行為は、イエが今後も維持されるための象徴的な行為であり、家族にとっては日常性を超えて重要な意味を持つものであり、それゆえに排他性が強いといえる。そこで祖先崇拜の拠点として位置づけられる仏棚の設けられているへやに注目すれば、このへやは明らかに、カッテのある裏方のⅢに偏っており、ここに内在する排他性によって、これに隣接する表方のⅣは逆に祖先崇拝の拠点にはなり得ないという意味が付与されることになる。

表1-1 四つ間平面における床、仏棚の位置

	例数	床の位置		仏棚の位置		
		Ⅱ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
桃取	21	3	2	2	17	2
神島	9	1	4		7	2
答志	9	1	2	2	5	



但し左勝手
の事例は反転し
て集計

また、狭小平面では床の間が確保され難いことは前述したが、殆どどの住宅では神事に際して床に氏神社の名を書いた軸が掛けられる。この軸は1階に床を持たない桃取などの四つ間型平面では、表方のⅣの壁面に掛けられる場合が多く、ムラの客の入り込まない2階の床に掛けられることは少ない。四つ間型平面には様々な神が祀られ、信仰の諸相を示しているが、仏(仏棚)と神との共存はありえないので、Ⅲのへやを除く他の総てのへや(単位)には何らかの神が宿り、信仰的な表象体系を持つことになる。住民は、これらの神を明らかに家族生活に対して利益をもたらすものと、集団(ムラ)の成員であることを示し、ムラの繁栄に寄与するものの2種に区別して祀っており、それぞれ異なったへやに対応させている。すなわち、ムラの神である氏神はⅣに、イエの神である荒神、恵比寿、大黒などはⅡに祀られ、同様に表方一裏方の対立が明確である。

従って、四つ間平面においては6つ目系の古事例と同様に、前一奥のへや、表方一裏方のへやを前一奥、表一裏の対立として指摘することができ、2軸の対立によって、おのおの単位(へや)にⅠ(表,前)、Ⅱ(裏,前)、Ⅲ(裏,裏)、Ⅳ(表,奥)の相対的な意味が換喩されている(図1-6)、と考えることができる。それゆえ、各単位には隠された意味が予め付与され、平面上で行われる行為や生活を対立的、類縁的に分節させるものと解釈することができる。事実、図式の表象性はいかなる生活を行なう場合にも、行為に付与されている性質によって、次節の生活の実態で触れるように、それがどの単位で行われるべきかを誘導する。

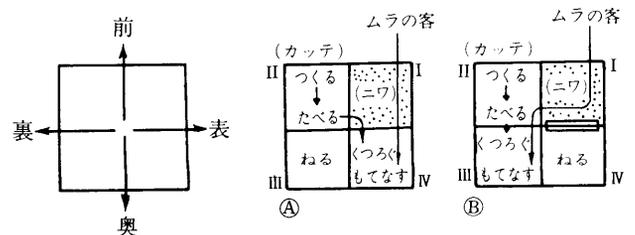


図1-6 図式の表象性 図1-7 四つ間平面における生活行為の展開

1-4 図象平面における生活の展開

ここでは図象と生活との関係を、同様に3集落の四つ間型事例をもとに考察する。主な生活行為がなされている場所を図象との対応でみるならば、殆どどの事例も図1-7に示す2つの生活パターンのいずれかに収斂する。2パターンの比率をみると、Aが多く、BはAの約半数である。これらの生活行為と先に論じた平面の図象的性格との整合性に視点を当てるならば、明らかにパターンAの方が機能面における類縁と対立の関係を明示しており、

A, Bはともに以下のように解釈することができる。

<ボタンA>

日常生活においては、先づ、戸外(世古ミチ)との唯一の直接的関係を保持しているニワナカと呼ばれる入口(I)と寝る場所(Ⅲ)との対立の関係を指摘することができる。即ち、戸外からの外来者を拒否し、外から最も隔離されるべき寝室と入口との対立であり、居室Ⅲの戸外からの隔離性は、この場所に最も大切なものを収納することを意味しよう。そして入口から隣接居室であるⅡ(カッテ)、Ⅳ(居室)への動線はそれぞれ質が異なり、前者は家事動線、後者は接客動線としての性格を備えている。Ⅱは家事労働を伴う生活の場(水場)であるのに対し、Ⅳは非接客時においては家事を伴わないくつろぎの場(乾いた場)であり、日常における家族生活はこのⅡ、Ⅳに二分されるが、この2室は対立的関係にあるので、いずれか一方の室使用に限定され易い(図1-8a)。さらに、結婚式前後(今日では式そのものは殆んど住宅内で行われていない)や、正月などの客寄せの空間について言及すれば、もてなしの中心となる居室は座敷に相当するⅣであり、過去においてはネマであるⅢをも使用して客寄せを行なう場合もあった。この場合、下準備や舞台裏となるカッテⅡは表座のⅣに対して裏方の役割りを果たし、明確な対立を示している(図1-8b)。以上の結果は神仏の信仰の側面にも現われており、厄払いのメ縄が飾られる入口から、最も隔たった居室Ⅳにはイエの祖先を祀る仏壇や仏棚が造り付けられている。居室Ⅲは中心的役割を担う世代(家長)の就寝の場でもあり、この最も奥まった場所で家長が先祖との交渉を保ち、財産を管理しているのである。これに対し、カッテⅡにはイエの神が、居室Ⅳには掛軸などによって村社名を記したムラの神が祀られており、イエとムラとの神仰の対立を示している(図1-8c)。

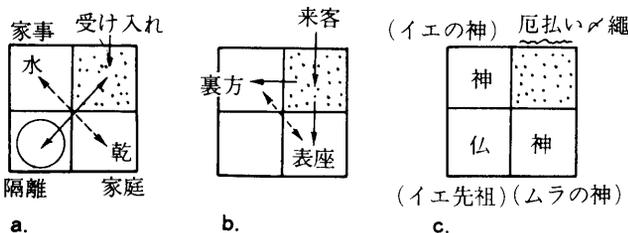


図1-8 生活を規定する要因

<ボタンB>

この場合の四つ間型平面は図象的性格を反映していない。日常生活における生活機能の分節は、坂手集落にみられる併列型のそれに類似し、IからⅣまでの直列的な機能分節を示している。すなわち、四つ間型平面における入口Iと居室Ⅳとの関係は他と同じ引違い戸になっ

ているにもかかわらず、閉ざされており、日常生活で動線として機能することが殆んどないといえる(図1-9a)。従って、この場合は図1-9bの併列型に置き換えることができ、図1-9cに示す併列型の住み方に極めて近いといえよう。このような図象と不整合の住み方がなされる理由を事例の平面的特徴との対応で考察するならば、以下の点を指摘することができる。①カッテⅡと居室Ⅲを仕切る戸は冬期を除き、外されている事例が多く、中には年中外されている事例もある。従ってⅡとⅢは1室と考えることができ、性格の全く異なる就寝以外の生活がここに集中する。②ボタンAの事例に較べ、明らかに面積狭小の事例が多く、生活行為の図象的分節に耐えうる居室規模を有しないため、就寝以外の連続的な生活行為が、Ⅱ、Ⅲの類縁の関係にある居室間で行われているものである。以上の2点はいづれも、事例平面が生活を受け入れる器としての図象的条件を備えていないことを示しており、田の字平面の図象的性格と矛盾するものではない。したがって、田の字平面において生活が図象的に展開されるためには、各居室が個々の生活を受け入れるべきスケールを確保していることや、引違い戸が外されることなく機能していることが必要条件といえよう。

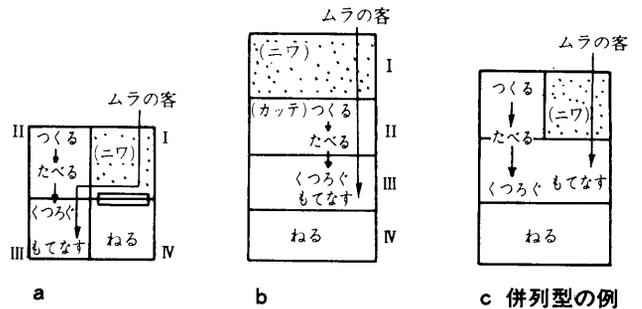


図1-9 四つ間平面における直列的生活

以上の考察により、四つ間平面の表象的性質I(表, 前), II(裏, 前), III(裏, 奥), IV(表, 奥)は行為分節を促す潜在的な条件として戸内生活を規定していることが明確である。少なくとも、前側の2室に入口とカッテが配置された場合、この2室に潜在的機能が付与されたことを意味し、他の2室もこれらとの配列上の関係によって、類縁, 対立の関係を回避しえないのである。それゆえ四つ間型平面の場合、そこで生活が展開される以前に4室にはそれぞれ類縁的, 対立的な関係に基づく表象的な性質の磁場が存在すると考えることができる。日常の生活行為では、居室は行為相互の類縁の関係に基づき連続して使用されるが、象徴的な意味が内在する行為や物品のかかわる空間は無意識のうちにも、意味のレベルにおいて換喩され、図象的対立の中で規定される。

1-5 単軸的構成と2軸的構成

以上の考察で2軸構成になる田の字平面の図象的性格が明らかにされたが、対象地域の間取りの基本型をなすものは2軸的構成になる田の字六つ間型である。田の字六つ間型の図象的性格を四つ間型図象との対応で考察するならば、六つ間型平面における内部隣接と外部隣接の矛盾によって、以下の2通りの解釈が成立する。図1-10 cは内部隣接に準拠して、図象が重複したものと解釈した場合であり、入口①と対立する居室は⊖、⊕に相当する。他方、図1-10 bは外部隣接に準拠して、中間居室の⊖、⊕が緩衝域として機能し、それぞれ⊕、⊖あるいは①、⊕の双方又はいずれか一方の性格を派生的に有する場合であり、入口①と対立する居室は⊖に相当する。六つ間型の事例と図式との対応は、対をなす外周線分の性格上の差異の大小に準拠し易いと思われるが、実例ではこの図式上の二者択一性は曖昧である。

これは2階建住宅が殆んどを占め、居室数に余裕のある六つ間型事例の場合、空室が生じ易く、生活行為が図象的反映を示し難いこと、また、神島、菅島、桃取、答志の六つ間型にみられるように特に⊕、⊖、⊖などの居室スケールが小さく、行為分節を促すために必要な居室規模が確保されていないことなどに由来するものである。六つ間型事例では図1-10 bに準じて行為分節される場合が多いが、これは外部隣接よりも中間居室⊖、⊕の狭小さに準拠したものと考えることができる。しかしながら、六つ間型においても四つ間型の図象的性格が反映されており、図象との対応で六つ間型の特徴もまた理解することができる。

対象地域には2軸的構成になる田の字型とともに単軸的構成になる併列型も若干みられ、なかでも坂手は他集落と著しく異なり併列型指向の強い集落である。併列型は狭小間口を成立の条件としており、2列に居室を配置できない間口2~2.5間以下の敷地に限定される。従って、併列型は田の字型の成立しえない悪条件下で発生し、田の字指向を潜在的に有する間取り型であり、それゆえ部分的にタテの間切りが配置されるなど田の字型と

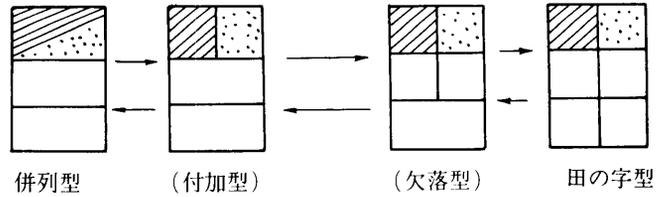


図1-11 田の字型と併列型との類縁性

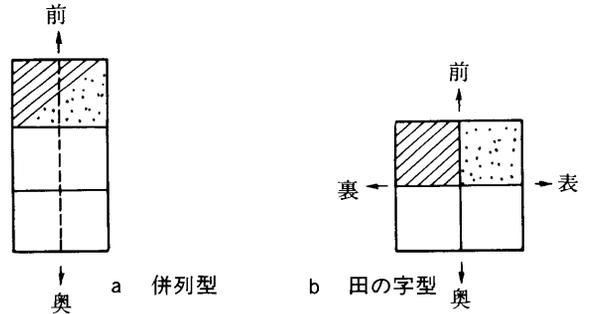


図1-12 単軸的対立と2軸的対立

の共通点も多い(図1-11)。しかし、田の字型の場合、図象が前一奥、表一裏の2軸の対立を示していたのに対し、併列型では表一裏の対立が不明瞭であり、基本的には前一奥の単軸的対立を示すのみである(図1-12)。併列型平面での生活は図1-9 aの例のように入口に近いカットから奥の居室に向かって、つくるーたべるーくつろぐーねるの順に行為が並び、奥の居室は就寢室として他の居室と隔離されやすい。従って、併列型平面の場合、前一奥の生活行為上の対立は、入口と隔離性の強い就寢室との対立となって表われており、それらの中間居室では行為の類縁性に基づいて前一奥に分節される。

1-6 田の字平面における内部間仕切りの欠落

田の字型平面の内部間仕切りが欠落した事例は対象集落に多くみられ、その欠落位置も多岐に及んでいる(図1-13)。そこで四つ間型平面における間仕切りの欠落を図象的性格の変化として捉え、位置づけておく必要がある。いずれの場合においても図象の変化は①単位

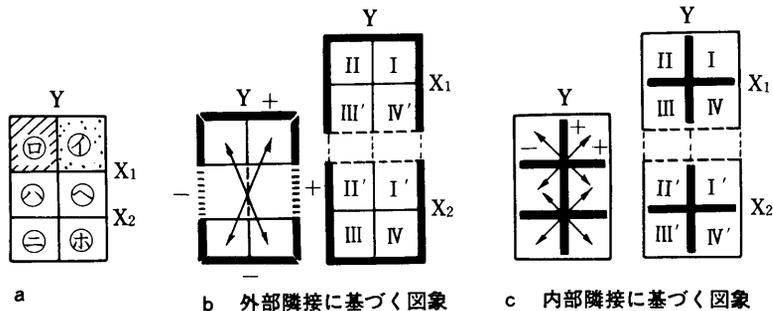


図1-10 六つ間型平面における図象的性質

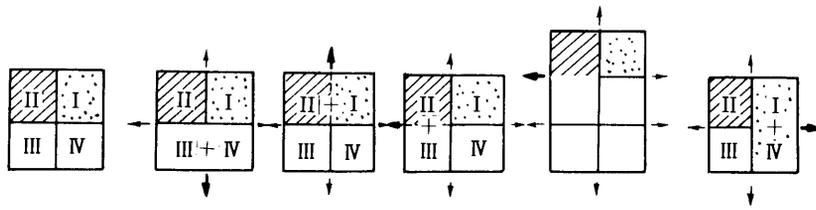


図1—13 欠落型の図象変化

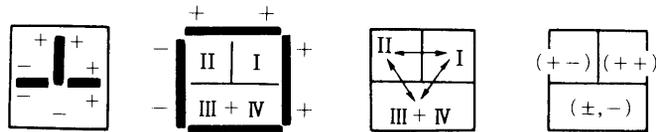


図1—14 欠落型の図象的性質

(居室)の配列に変化を生じ、単位数が減少すること、
 ㊦内部間仕切りの欠落により、単位相互の関係のバランスが崩れること、
 ㊧2単位の結合によって単位スケールの拡大が生じ、拡大単位の行為、機能に対する潜在的な要求が増大することなど、新たに意味の変化を生じさせるものである。これを象限モデルとの対応でみるならば、欠落し、拡大した単位は内部隣接、外部隣接ともに対向する1つの線分を除く他の線分によって区画され、対向する線分の性格と対立するので、一方の軸の対立が強くなる反面、他方の軸の対立が弱くなる。また単位相互の関係に着目した場合、欠落単位は欠落前の2単位の性質を兼ねるので、対立の関係は消滅し、3単位の類縁関係のみが維持される(図1—14)。これを行為との対応でみれば、3つの単位(居室)はそれぞれ同一の条件で間仕切りを共有しており、隣接の単位(居室)へは等しく行為が及び易いといえよう。また、四つ間型図象のもつ前一奥、表一裏の対立のうち、一方の対立のみが残り、他方は欠落を生じていない2単位の対立のみとなるので、前者の表象的対立がさらに強調されることになる。欠落型では、2軸の表象的対立になる図象的均衡よりも、欠落居室でなされる生活行為の連続性や重なりが重複され、さらに欠落居室の多くは、生活機能の受け入れが不可能と思える程の居室規模狭小に由来して生じていることを事例から読み取ることができる。

1—7 田の字平面における内部間仕切りの喰違

対象地域には田の字型平面の内部間仕切りが喰違った事例が多く、欠落同様に四つ間型図象との対応において喰違いの図象的性格を明らかにし、位置づける必要がある。四つ間型に比べ、喰違型の場合は㊨単位(居室)数に変化はないが、分割間仕切りの配置に変化が生ずるため単位相互の関係枝数が増加すること、
 ㊩2対の対角方

向の単位のうち、一对のスケールが拡大し、他方が縮小するが、これとともに拡大単位相互の対角動線が確保されること、などの図象の変化を生じさせる。象限モデルとの対応でみれば、喰違型はX、Y軸のうちの喰違い方向に2軸が存在する(例えば Y_1, Y_2)と考えることができ、内部隣接においては拡大単位の分割線分の一部(Y_1 と Y_2 のあいだのXの線分)以外には四つ間型の象限モデルとならん変わるところがない。喰違型は欠落型に比べ、その発生の意図は酌み取りやすく、対角単位相互のスケールの拡大、あるいは対角動線の確保のいずれかに求めることができ、対角配置される生活行為相互の連絡及び隔離の必要性を反映したものである。

従って、四つ間型図象に内在する前一奥、表一裏の対立をそのまま喰違型が維持しているものと考えことができ、その表象的対立の枠組の中で、相補性の強い対立(図1—16のII、IV)と隔離性の強い対立(同図のI、III)が区別されるに過ぎない。桃取には喰違四つ間型が20例あるが、図1—15の4類型のうち㊨2例、㊩12例、㊪1例、㊫5例となっており、㊩、㊫に事例が集中している。桃取では左勝手が禁忌とされており、居室の潜在機能に着目すれば、㊩、㊫はいずれもカッテIIと座敷に相当するIVの居室のスケールが拡大され、同時に相互間の動線も確保され、逆に入口Iと居室IIIとは隔離性が強められたボタンを示している。また生活との関係でこのボタンをみるならば、入口と対立し、隔離性の強いIIIが就寝に、また調理、食事の行なわれるIIと対立するIVが団らん当てられ、しかも広さの要求されるIIとIVは客寄せの裏方、表方として連結しつつ対立するといった整合性を示している。これは先に触れた四つ間型平面における生活型のうちのボタンAの生活要求をさらに鈍化したものと考えことができ、それゆえ喰違型の意味は大きい。

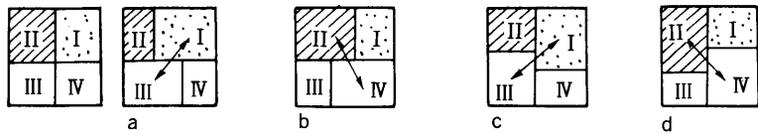


図1-15 喰違型の図象変化

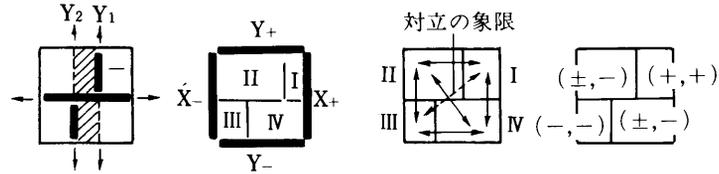


図1-16 喰違型の図象的性質

第2章 類型上の原則と問題点

「ヘヤ割り」すなわち住居として機能するために必要な居室(単位)の配列パターンが、分割間取りの最も基本的な要素であり、これを矩形平面内部の分割形式として実例から図式的に抽出可能なことは、前章の考察によって明らかである。さらに、分割間取りが2軸的構成になる田の字整形と単軸的構成になる併列整形を2極とする系統の中で捉えられることも、先に展開した通りである。

しかし、対象地域にはすべての居室が廊下によって接続する廊下型の事例も存在し、近年増加しつつある平面型として類型上無視することはできない。従って、類型手法は、廊下型系統の事例をも類型化するものでなければならないが、ここに示す類型の視点、方法は、類型の直接的な対象とならないようにみえる廊下型に対し、廊下を削除するという単純な操作を加えることによって、分割型との類縁的關係を2極の系統の中でみだすことが可能なものであり、それゆえ非分割型であっても類型不能を意味する変型事例以外はすべて、この系統上に位置づけられることになる(図2-1)。

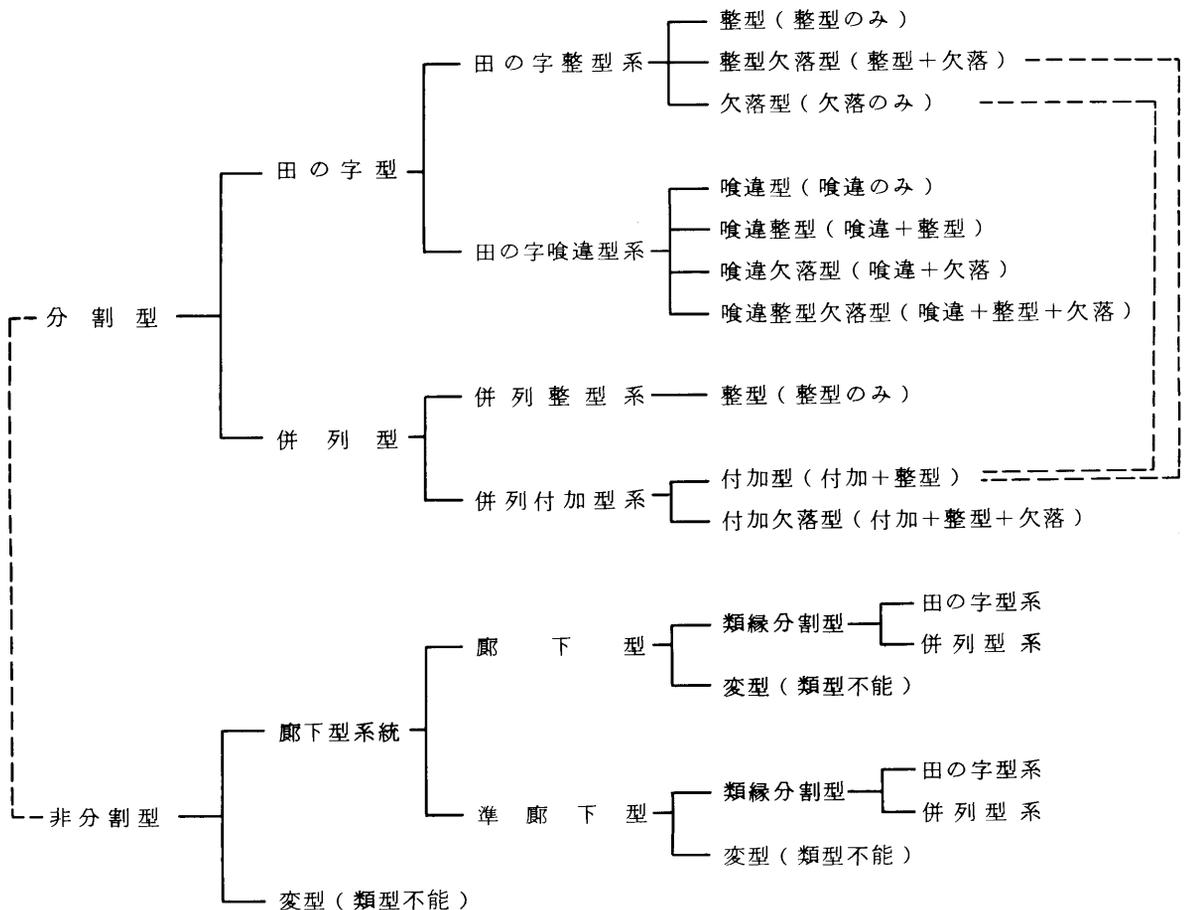


図2-1 類型系統図

地方性を反映し、集落に固有に分布する間取りの実態を客観的に把握するためには、以上の視点にたつて間取りを定性化する必要がある、そのための類型指標、類型方法に関する原則を、過去の調査と分析を踏まえて、以下のように規定するものである。類型は、先づ事例から平面分割のボタンを判読、抽出し、次いで潜在機能群の配列によって図象の視点にかかわる位置を決定し、さらに上から順に分割軸のボタンを読みとる、といったプロセスで段階的に行われるが、読みとられた最終的な成果は、事例相互間や集落相互間の相対的な類似性や差異の諸相を具体的に示すものとして記号表示することが望ましい。ここでは、類型上の原則を類型プロセスに沿って2-1外周及び分割線分判定の原則、2-2位置決定の原則、2-3分割軸ボタンによる間取りの記号表示、の3段階に分けて展開するが、あわせて枠組や問題点についても論及する。

2-1 外周及び分割線分判定の原則

事例を図式に置き換えることは最も基本的な作業であるが、この操作は外周線分と分割線分の2側面について行われる必要がある。過去の類型操作の経験上、以下の諸原則に基づいて線分の判定を客観的に行なう必要があると考えた。

1. 小屋伏、2階床伏、柱割りなど、木造に固有な構築的要素を考慮することによって住宅の輪郭を矩形とみなし、この「みなし部分」を外周線分とする。対象地域の住宅の外形は基本的に矩形と考えることができるので、この矩形外周を基準にして、下屋として張り出した部分、増築された居室部分などをもつ事例を矩形外周の変型（L-型変型）とし、また、外周が矩形として割り出せない変型事例を外形変型として区別する。但し、L-型変型の場合、外側に張り出した部分については類型の対象から除外し、「みなし部分」についてのみ扱う。

2. 分割線分は壁や間仕切りなどによって単位（居室）を区画する線分を指す。本類型は生活を反映したものではなく、あくまでも住宅の物理的構成に関するものであるため、襖などの間仕切りが取り外されている場合でも敷居、鴨居に溝が付いている場合は、分割線分と判定し類型化する。

3. 対象地域では、床、仏壇、押入などの装置は外周線分に接して設けられる傾向が強いが、これらを単位（居室）の一部とみなして操作する。また装備が分割線分に接して設けられる場合は菅島の一部などごくわずかな事例にみられるが、この場合は装備の向き（使い勝手）と居室相互の関係によって線分の位置を判定する。

4. 分割線分はタタミ敷きの居室や流しの置かれている台所などの居室単位を区画するものであるが、近年の間取りの傾向にみられるように、便所、浴室

などがまとめて配置される一群が、他の居室単位との関係でセットとして考えられる場合は、これを居室単位に相当するものとみなして判定する。

事例では、分割線分判定の困難な事例は極めて少ない。しかし、「みなし部分」が外周と一致しない事例は比較的多く、それらの内容をみると外周がL-型変形を形成する事例が圧倒的多数を占めており、位置決定の困難な外形不定型の事例は少ない。従って、集落平面の特徴を抽出する場合は、分割軸ボタンの特徴とともに建屋部分の物理的な特徴をL-型変型、外形不定型に区別して捉えることが望ましい。

2-2 位置決定の原則

線分判定の原則に従って抽出された図象は方向性を全く持たないので、分割軸ボタンを判読することはできない。分割軸ボタンを決定するには、方位、その他に基づいて図象の位置を決定する必要がある。対象地域の場合、高密度が著しく、敷地条件に比較的余裕のある日間賃を除き間取りは方位との対応を示していない。むしろ多くの場合、居住条件をよくするための唯一の開放的な戸外空間であるミチとの関係によって間取りが規定され易く、ミチに面して、ミチとの生活上のかかわりの強い入口（ニワ）、台所（カッチ）を配列し、その奥に居室を設ける傾向が強い。このような実態を踏まえ、住宅として機能するための必要条件である潜在機能の配置（表2-1）に注目することによって、図象の位置は以下のように規定することが可能となる。

表2-1 単位（居室）の潜在機能水準

用途規定性	室呼称	判定の基準
用途限定	入口（ニワ）	土間
	台所（ダイドコ）	流シ
用途不定	居室	タタミなど>1間×1間
用途固定	便所	便器
	浴室	浴槽
	洗面、洗濯場	流シ
用途補足	廊下・階段	>1間×1間

1. 分割された矩形の2辺のうち、分割目数の少ない辺が上下になるように、図を縦位置に定める。縦横の目数が等しい場合は、次の2によって視点を定める。

2. 潜在機能群の配列関係に準拠して、以下のように位置を決定する。入口（ニワ）、台所（カッチ）、便所、浴室などの水周りが上方に偏るように視点を定め、上方機能の優先順位を入口（ニワ）、台所（カッチ）、水周り、店（ニワ）の順とする。

	型系統	型種別	分割軸パターン
田の字型	整型	O	
	欠落	A 上下欠落	
		B 左右欠落	
	喰違	X タテ喰違	
		Y ヨコ喰違	
	併列型	整型	I
付加		L 上下付加	

図 2-2 分割軸パタンの表示記号

対象集落では、以上の 2 条件の整合性は強く、位置決定に従わない類型不能事例は少ない。そこで 2 条件が不整合の事例を、①ニワ、カッテなどの潜在機能群が分割目数の多い縦に並ぶ場合に、②ニワ、カッテなどの潜在機能群がランダムに配置されている場合に区別し、位置変型の事例として扱うことができる。

一般に、住宅として機能するためには、予め、住宅内部に入る土間部分、調理のための水や火を使う設備、

排泄や入浴の場所などが必要であり、住宅内部での生活はこれらの場所の配列関係によって制約されているといえる。従って、位置決定の可否は生活形態の類似性さえも暗示させるものであり、間取りの特徴やそれらの相互規定によって成立している住居集合の特徴だけでなく、住居内生活や集合生活の概要把握のための有効な指標でもある。

2-3 分割軸パターンによる間取りの記号表示

内部間仕切りの配置形態は、間取りの最も基本的な要素であるが、多数事例を分析の対象とするには、分割軸のもつ図式の性質を記号表示することが必要である。そして、記号表示によって集落における平面分布の特徴や集落間の平面の違いを相対的に理解することができる。前章で論じた田の字四つ間型平面の図象の性質は、分割軸パターンを記号化する場合の論拠であり、この図象との関係で、欠落、喰違、併列などの図式的性質を同様に記号化し、位置づけることができる。すなわち、田の字型の場合は間仕切りが交差する四つ間型の分割軸に注目し、これを記号表示の単位として扱い、これに準じて欠落の場合は一方の線分が欠落したものと考え、喰違の場合は交差部分が喰違したものと考えることによって、同様に記号表示を行なうものである。また、併列型の場合は、基本的には上下の線分がともに欠落したものとみなし、横間仕切りを分割軸に相当するものとして扱うが、縦間仕切りが新たに付加された場合は、田の字欠落と同じ意味をもつものとして扱い、記号表示を行なうものである。

分割軸は、田の字整型 (O)、併列整型 (I) を対極とし、田の字欠落 (A^{\pm} , B^{\pm})、併列付加 (L^{\pm}) をそ

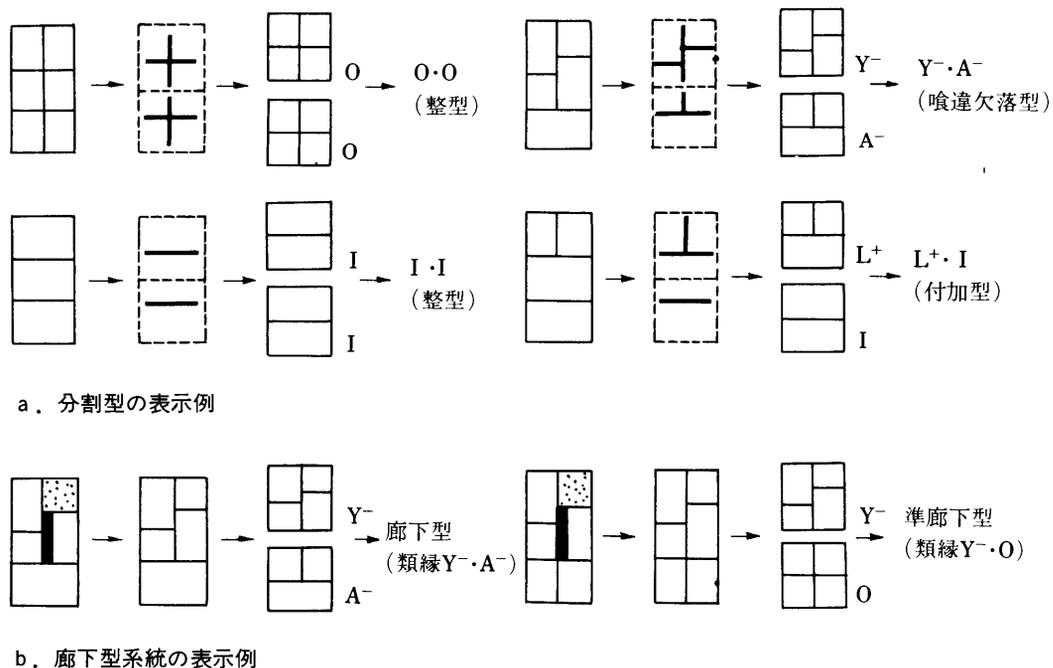


図 2-3 分割軸の複合事例における記号表示法

れぞれ派生型とし、また田の字整型の分割軸が喰違うものを田の字喰違 (X^{\pm} , Y^{\pm}) として位置づけることによって、5系統、7種、12の分割軸パターンに分類することができる(図2-2)。また、記号相互の関係は平面型の類縁性を示すものとして重要であるが、図式によって次のように指摘することができる。記号B, X, Yの符号(+, -)の差異は縦軸に対する左右の対称性を、記号A, Lの符号の差異は横軸に対する上下の対称性を意味し、また記号X, Yの符号の一致は単位相互の隣接関係が等しいことを意味するものである。さらに欠落記号Aと付加記号Lは同一の分割軸パターンを表示するが、類型系統上、欠落と付加を区別する必要から、前者は田の字型の欠落を、後者は併列型の付加を表示する場合に限定して使用するものである。

以上の分割軸パターンは、併列記号 L^{\pm} を除き単一軸の型としても存在する。しかし、事例の多くは、分割軸の複合によって形成されており、その場合は図2-2aに例示するように、いずれも上から順に分割軸を判定し、記号表示を行なうものとする。またこの分割軸の判定法は廊下型系統においても有効であり、図2-3bに例示するように分割型同様に記号表示することができる。対象地域では、近年、廊下型系統の間取りは増えつつあるが、居室相互は分割型同様に開放的な続き間の関係を維持した事例が多く、それゆえ居室相互の関係においても、実質的に分割型の特徴を反映したものとなっている。また、ここでは廊下を通ることによって全居室に到達可能なものを、後者は廊下を通ることによって1室を除く他のすべての居室へ到達可能なものを示している。

第3章 類型結果にみる集落平面の特徴

対象地域の住宅建設は、今日でも、漁師の木造船をはじめ、神木から棺に及ぶ木造工作物のすべてを職域とする<お大工>が中心になり、人手が必要な工程では、親戚筋や隣近所など多勢の人達の参加を伴う<出合い>によって行われている。また、間取りは住み手と大工との日常的なつきあいの中で議論され、決定されるが、隣人によって敷地境界と壁や軒の位置関係だけでなく、間取りについて制約されることも少なくない。従って、間取りは変化しつつも今なお伝承されている集落の民俗的な儀礼・慣行などのしきたりを受け入れることが条件とされ、それゆえ、経験的に蓄積された構築上、平面計画上の技術が重視され、その上に改良が加えられることになる。いずれの集落においてもほぼ明治末から近年の建設に至るまでの様々な年代の住宅が混在し、差異と類似性の諸相が各所にみられるが、間取りの特徴は必ずしも建設の年代と対応していない。むしろ、いかなる年代を断面として捉えて

も、常に新旧の住宅が混在しており、新たな住宅はそれらの新旧の間取りの特徴を断片的に反映して建設されているといえよう。

従って、間取りの特徴を単に古事例や個別事例としてではなく、集落や地域の事象として把握するには、その中に多様に分布する広範な事例を分析の対象とする必要があり、それらの差異と類似性の諸相のなかではじめて間取りの特徴を把握することが可能となる。本章ではそのような視点を重視し、先に提示した原則と方法に従ってすべての調査事例を類型化し、この結果をもとに、間取りの地域の特徴、集落間の差異、各集落における特徴などの諸断面を抽出し、考察を加えるものである。

3-1 平面型を規定する空間的な特徴

対象地域の住宅空間や平面型の特徴は極めて多様であるため、この多岐にわたる実態を共時的断面として一様に捉え、解説することは信憑性を欠く恐れがあり、必ずしも適当ではない。そこで、各集落に現存する建設年代の古い住宅をみた場合、平面型等は今日ほどに多様化しておらず、一定の規則性のもとで分布しており、とりわけ間取りと空間的装備の構成には一定の形式の存在していたことが明白である。それゆえ、現在の間取りの特徴を捉える意味でも、今日のように多様化する以前の住宅の諸形式について理解しておくことが有効であると思われる。明治から大正時代にかけて建設された住宅の平面型にかかわる一般的特徴を考察すれば、以下のように整理することが可能である。

① 低く押えられた屋根

対象地域には冬の季節風や台風による家屋崩壊の経験が多く、これを避けるために屋根や軒を低く押えるなど、強風を考慮した独自の構法が伝承されてきた。漁家の場合、とりわけ三重県側の6集落では小刻みに分割される小規模な居室構成とともに、高さが極端に押えられた空間構成に地域特有のスケール感覚をみることができ。三重県側の6集落には、切妻、妻入住宅が、愛知県側の2集落には切妻、平入住宅が多く、また、屋根は5寸勾配(近年は4寸、4寸5分勾配)を標準としているが、いずれも家屋の高さは低く押えられている。

土台下端から敷桁上端までの寸法はツン2階をもつ平家で10~11尺の範囲(戦前の2階家では13~15尺、近年の2階家では18~20尺の範囲)に高さを押えて計画されており、ツン2階部分の床板は横力(水平力)を柱に均等に分散させるための重要な構造的役割を果たしてきた。ツン2階の構法には水平力に対する効果とともに、小屋の高さを低く押える工夫もなされており、これを漁家の特徴として指摘することができよう。

② 根太天井とツン2階

ツシ2階の主な用途は薪などの燃料置場であったが、エサカゴなどの漁具（坂手）や古くなった家財道具を収納する場所としても機能してきた。冬は季節風が強く、燃料を欠くことは食糧を欠くことよりもつらく、食糧の貸し借りは行われても、燃料の貸し借りは一切行われなかったといわれ、冷えた体で海から帰る漁師にとって、燃料は必要不可欠なものであった。ツシへの階段は通常外されている場合が多く、燃料はまとめてツシからカッテの木ベヤへと運ばれた。ツシ2階を支持する梁は1階居室相互の間仕切りの内法材を兼ねるので、梁下端が敷居から5尺8寸の高さに揃えられ、3尺間隔に小梁（根太）が設けられ、梁（1尺以下）や小梁（5寸内外）の上端に厚さ1寸程度の幅広の床板が張られるため、天井高は敷居（タタミ）からツシの板底まで205cm以内に押えられている。天井フトコロは設けられず、しかもツシ2階の床から敷桁下端までが1尺程度しか確保されていないので、棟の位置近くでようやく歩行が可能なものである。

このような、高さに対する配慮は近年まで重視され、2階家が普及しても、2階の床組と1階居室まわりの構法は変化せず、2階の小屋組の高さと2階天井の貼り方のみが変化してきたといつてよい。1階の天井が根太天井からフトコロを有する貼天井に変化したのは、いずれの集落においても昭和40年以降であり、昭和50年まで、旧構法で建設された住宅が存在する。現在、根太天井をもつ住宅は全事例の53%（表3-1）を占め、調査年度のズレを考慮するならば、この根太天井から貼天井への現象の変化は全集落に共通し現われているといえよう。

表3-1 集落別住居形式の特徴

	例数	平家	根太天井	左勝手
神島	127	6	82	41
菅島	37	1	24	9
篠島	133	20	68	62
日間賀	117	44	61	0
桃取	144	12	77	0
答志	109	1	53	42
和具	35	3	14	14
坂手	123	0	55	49

③ 狭小なニワ

ニワとは入口の土間部分を指すが、ニワの規模は集落により差異が著しい。対象集落のなかでは坂手のニワが最も小さく、ダイドコの一部にとり込まれた半畳大の事例も多い。この差異は、一方で漁法などの生業に準拠するものであるが、他方で集落密度に制約される敷地の狭さとの関係を指摘することもできる。三重県側の集落についてみた場合、坂手など、一本釣りのみを生業とした

漁家ではニワの必要性が少なく、極めて狭小であるが、海草採りや農業の盛んな菅島、桃取などではニワを中心とした室内での作業を伴うために、他の集落よりもニワを広く確保する必要が生じたものと思われる。

しかし、このニワの広さは住宅規模や集落密度との関係も強く、密住によって住宅面積が制約される場合は、まづニワ面積から節減される傾向にある。

さらに、ニワはムラの人を最初に迎え入れる接客の場でもあり、隣接のカッテとの間仕切りは手の込んだ千本格子戸となっている。通常、ニワとカッテなど1階床面とのレベル差は30～40cm程度にとられ、ムラの客が下足のままここに腰を降ろし会話することも多かった。またニワの広さが必ずしも住宅規模に対応しない事例もみられる。祭事の世話役を代々務めた坂手の漁家のなかには、4畳、6畳の居室部に対して広すぎると思われる3畳大のニワがとられ、そこに表口と裏口を別に設けた事例もみられ、ニワは生産面のみならず、接客面とのかわりの強いことも示している。

これに対し、愛知県側の2集落のニワの設け方は農家の四つ間取りのニワに近く、三重県側の集落のニワの構成と著しく異っている。平入の表側に入口が設けられるが、ニワの裏側にはカッテ場が設けられ、土間の上に直接クドや流しが設置され、さらにその上部は吹抜となり小屋裏が露出したものである。これは篠島よりも日間賀に強くみられる形式であるが、両集落がともに昔から純漁村であったことを考慮するならば、この土間形式の源流を、集落固有の自律的なものではなく、知多半島沿岸部の漁家や農家に求める必要がある。

④ カッテとダイドコ

三重県側の集落ではカッテを板間、ダイドコを板畳とし、いずれか一方の床下にはイモツボを設けていた。カッテには、クド、流し、木ベヤ（タキ木入れ）、水ガメが装備され、ダイドコには、上部にエビス棚が設置され、収納部分として米などの貴重品を入れるネズマド、箱膳などの食器をしまうカッテ戸棚などが装備されていた。これらの装備のなかではイモツボの位置が集落によって異なり、カッテに設けられる場合とダイドコに設けられる場合に分かれるが、菅島のようにデイの板畳の下に設けられる場合もある。また、流し横に設置される水ガメには、井戸からオケで運んできた水を表のミチやニワから直接流し込むので、作業のための窓の位置や戸外の空気が考慮されている必要がある。間取りを決定する際の条件として無視しえない。さらにカッテの中央にしつらえられる2穴のクドは漁家にとっては最も重要な装備といえる。漁師が漁から帰り、冷えた体を短時間で温めるために、クドには火力の強さと保温性が工夫されており、上部にはツシ2階を設けず、火袋として吹抜けにし、屋根には煙出し用に瓦1枚分の突き上げマドが設けられてい

た。

6つ目系には、このダイドコに面して仏棚が配置されている集落（答志、菅島）もみられるが、日常の家庭生活の中心はカッチとダイドコに限定され、これを連続使用する傾向が強く、夏などは襖をとり外す事例が多かった。これに対して、愛知県側の集落では、ニワにカッチの装備がなされ、このニワ（カッチ）とダイドコとの起居様式も異なるため、生活が分離し易く、間仕切りも外されることなく機能することが多かった。

⑤ ヘヤの装備

明治から大正時代の住宅のダイドコを除く居室にはすでにタタミが敷かれ、押入、仏棚が装備されていたが、一般漁家で床を有する事例は少なく、縁も殆んど事例に設置されていなかった。4方窓は嫌われ、1方または2方を壁とする事例が殆んどを占め、この壁側の一面に連続して押入、仏棚、床などが設置される傾向が強い。三重県側の集落では裏側の壁面にこれらの装備が集中し、愛知県側の集落では奥の壁面に集中する。また、三重県側の集落では床をもつ事例が少なく、縁は桃取の一部を除いて全くみられないのに対し、愛知県側の集落では逆に殆んど事例が床をもち、日間賀のすべての事例に縁が設けられていた。ヘヤの規模に着目した場合、愛知県側の2集落では居室規模が大きく、三重県側の集落との較差は著しいが、天井の意匠や構法面では先きにも触れたように8集落ともに全く変りはない。

以上は明治から大正時代の事例にみられる住宅の特徴であるが、これらの特徴が今日までのどのような変化過程を経てきたのかを明らかにする必要もある。そこで、住宅の平面型にかかわる特徴の通時的変化を<序-3>で述べた時代区分に沿って整理すれば、以下の通りである。

① 2階家の発生

一般漁家における2階家の普及は大正末ないし、昭和以降であるが、戦前までは平家が多数を占め、2階家であっても軒高を低く押えていたので、集落景観にはあまり変化が生じていなかった。新築住宅として2階家が普及した当初は、開口部を確保し易い<ツシ2階>の妻側を居室に改造した事例や平家に2階居室部をつぎ代した事例が多く、現在なお住宅として機能しているものも少ない。2階建住宅によって床面積は一挙に約1.5～1.8倍に増大したが、当時、三世代家族や傍系を含む複合家族が平均的な家族構成であったことを考慮するならば、この変化が1階の平面型や住み方に多大な影響を与えたことは容易に推察されよう。世代分離の要求から就寝、勉強などの個人的生活が2階居室部で行われる当時の住み方は、面接等の調査結果により、2階家発生当初から今日まで基本的に変わっていないが、2階の平面型の通時的な変化は著しく、当初の分割型から徐々に廊下型に変化し、昭和30年以降の事例の殆んどが廊下型とし

て建設されるにいたっている。

また、戦前の2階家の場合、クドを中心とした日常生活が行われていたため、2階に居室以外の木ベヤ、火袋（吹抜）を配置する必要があり、2階平面の前側や裏側の一部にこれらの空間が設けられていた。当時の間取りをみると、2階に居室が新たに確保されているにもかかわらず、1階の平面型、空間的装備の変化が少なく、とくに水や火を使用する設備の形式には全く変化が現われていない。

但し、2階家の発生の時期は集落により異なり、日間賀、桃取など集落密度が低く、住居規模の大きな集落ほどその普及が遅れている。特に日間賀では、現在平家事例数が全調査戸数の38%に及び、対象集落のなかでは特異である（表3-1）。日間賀の場合、他集落には殆んどみられない目数の多い田の字8つ目系の平面型が30%を占め、他集落に較べ圧倒的に屋敷が広いために、2階建とするよりも2階に相当する居室を増築や別棟によって確保することが住宅経営上有利であることに起因する。表3-1により篠島にも平家は多いが、これは、若夫婦の他出により老人のみが残された事例や新築家屋に若夫婦が移り、旧宅には老人のみが残る事例が多いためであり、篠島の社会的特徴を反映したものである。

② 住宅設備の近代化

序章で述べたように、昭和15年から昭和30年前後までの約15年間ほどの集落においても建設活動は停止し、戦後建設活動が開始されるのは昭和30年前後からである。

戦後、社会的制度面や技術的側面の変化が著しく、これに伴って、住宅平面の変化が急速に生じ、近代化が進んだ。昭和30年頃に存在した住宅には、過去の間取りの特徴や空間的要素の構成に規則性がみられ、とりわけクド、火袋など、地域の伝統的な形式は維持されていた。これらの伝統的な形式の変化は生活基盤施設整備の段階との関係が強く、これらの段階に対応して変化が生じている。すなわち、概して昭和30年代に燃料が野芝やカヤなどからプロパンガスに変化し、井戸水から簡易水道（ダム）に変化しており、さらに昭和50年前後に本土からの海底送水施設に変化しているが、これらの変化の段階に対応して平面型にも変化が明確に表われている。

燃料がプロパンガスに変化することによって、カッチの中央に位置していたクドがガスコンロにかわり、流しの隣りに置かれ、木ベヤも除去されるが、同時に2階のツシ（タキ木置場）や火袋が不用となり、これらが増改築によって居室化している。また簡易水道が設けられることによって水ガメは不用となり、台所設備が合理化したが、空間的な変化が生ずるには至らなかった。当時は、ダムの水量不足が恒常化していたため、井戸や天水の併用を余儀なくされたが、このことはプロパンガスの普及

とともに、主婦の家事負担を著しく軽減させている。昭和50年前後になり、水が本土から送られるようになって、初めて水まわりの変化が急速に生じている。浴室の増設、台所ユニットの設置などであるが、漁場を保護する立場から、現在でも排水に対する規制は厳しく、家庭用の浄化槽を許可しない組合が多く、便所の多くが汲み取り式のままである。

水まわりの変化は通常2つの形式となつて現われる。1つは高密度な集落で生ずるタイプであり、浴室、洗面、洗濯用のスペースが、従来の間取りの改造を伴いつつ内部にとり込まれるものであり、この場合生活機能上の破綻をきたし易い。他の1つは低密度な集落で生ずるタイプであり、それらのスペースが、住宅の外側に増築されるもので、間取りに直接変化をもたらすことはない。また、この時期に日間賀、篠島のニワのカッテ部分が改造され、板間に変化しているが、この板間が、三重県側の集落でクドをとり払うときにみられるように、椅子座によるダイニングキッチンに改造される事例も多い。さらに昭和30年以降の住宅の建て替えでは、合併による共同体規制の崩壊に起因し、建築面積が著しく増大したことを無視することができず、これによつても平面型が多様化されたと考えてよいであろう。これらの変化の背景は<序-3>で述べた通りである。

㊦ 通時的にみた分割型平面の意味の変化

変化する前の空間構成は、当時の共同体的なムラづきあいと深くかかわっており、これらの共同体規制が形象化されていたと考えることができるが、こういった言わば空間的な言語が失われるに従つて、ムラづきあいも徐々に変化したと思われる。現在では、これらの空間構成をとどめている住宅は極めて少なく、機能的・合理的な構成に支配され、近代化してしまっているが、これは住み方の多様性、室呼称の変化、家相に関する意識などにも表われており、明治、大正時代の古い空間構成をとどめる住宅でさえ、かつてのムラづきあいや生活上の意味を失ってしまっている。

しかし、間取りの重要な構成要素である間仕切りに着目するならば、襖やガラス戸によつて居室を分割する統き間型指向は、一方で廊下型指向が増加しつつあるなかで、実態、要求ともに依然として根強く、しかも近年の分割型では、過去の住み方にとられることなく、第1章に示す統き間の図象的性質を生かした合理的な生活が営まれる傾向にある。例えば、類似の平面型においても、生活の場が家族構成や住要求によつて大きな差異を生み出している事実は、戸内の生活の場が、ムラという社会性のなかで規定されているのではなく、家族の個別の要求のなかで展開されていることを示すものである。また、類似の平面における過去(戦前)の住み方と今日の住み方を比較した場合、前者の場合は生活の場が規定され、

逆に生活の場を限定するように様々な空間的装備が一定の場所に配置されているのに対し、後者の場合は、生活の場が隣接家屋との関係により生ずる開口部の条件や季節の変化に対応し、間仕切りの可動性を効果的に生かしながら、比較的自由に展開されており、間取りにもまた固定的な要素は少なく、高密度ゆえの個別の隣接条件に合わせて、居室が相対的關係のなかで統き間として配置されていることが明白である。

3-2 類型上の原則と不適合事例

本類型では前章で詳述したように、外形を矩形とみなし、この「みなし部分」の分割パターンを類型の対象として扱っているが、外形が矩形を呈しない事例についても考察しておく必要がある。変型事例の45は桃取、日間賀などの事例に顕著に表われているように、明確に判断可能な矩形を維持しつつ、1部が下屋として張り出し、L-型を呈するものである(表3-2)。その内容をみると、菅島、日間賀を除き、位置上のニワと並ぶカッテの前面(上部)に小規模な増築を行ない、増築後はカッテや水周りを増築部分に移設する事例が多い。これに対し、菅島、日間賀では、上部ニワ側横(表)の前庭に向かって前庭を囲むように増築される事例が圧倒的に多く、みちに面して前庭を有する旧来の配置パターンに準拠して生じたものである。この場合は前庭が農作業や漁作業の変化に伴い、機能を半ば失ったことに起因し、生活基盤施設の整備が増築に拍車をかけたものであり、増築は大規模化し易く、別棟が生活に必要な設備をすべて備えている場合も少なくない。いずれの場合にも、L-形変型の場合は年代の古い住宅を増築することによって生ずることが特徴であり、近年の新築住宅で敷地に余裕を残してL-型の外形を呈する事例は極めて少ないといえる。また、建ベイ部分に対し、敷地に余地のあることが要件とされるので、容積率の高い集落では発生し難い。

他方、外形不定型の事例は対象地域では極めて少ないが、発生のタイプを2分することができる。1つは篠島、答志などの高密度な集落に発生し、過密化が間取りを変型させるタイプで、不規則な敷地形状に合わせて間取りが決定される場合である。もう1つは、日間賀などの低密度集落に発生し、敷地の余裕が間取りを変型させるタイプで、敷地の境界線にこだわることなく、コー型やジグザグ型などの間取りが自由に決定される場合である。2タイプのなかでは後者の事例が圧倒的多数を占めており、前者の事例は神島、篠島、答志、坂手に数例みられる程度である。

さらに、潜在機能群の配列が位置決定の原則に合致しない場合について考察する。位置変型の事例は外形不定型の事例と重なる場合が多いが、この事例の多くは店舗、旅館などの店舗等併用住宅、近年建設された鉄筋コンク

表3-2 集落別外形及び位置変型事例数

	全事例数	(分割型)		位置変型*2		
		(非分割型)	L-型変型	不定形	変型I	変型II
神島	127	(102)	11	0	4	4
		(25)	4	6	4	5
菅島	95	(75)	16	0	0	3
		(20)	8	1	0	15
篠島	133	(94)	12	5	5	5
		(39)	7	8	4	9
日間賀	117	(105)	39	7	3	2
		(12)	8	1	0	3
桃取	144	(122)	36	3	2	6
		(22)	15	1	0	5
答志	109	(92)	17	8	5	3
		(17)	1	3	10	6
和具	35	(23)	6	3	3	2
		(12)	5	2	1	2
坂手	123	(98)	9	5	7	16
		(25)	2	4	1	10
計	883	(711)	146	31	29	41
		(172)	50	26	20	49

- *1. 外形変型：住宅平面の外形が矩形以外のもの
 L-型：外形がL型を呈し、「みなし矩形部分」の一部が4.5尺以上張り出した事例
 不定形：外形がコ-型やジグザク型などを呈し「みなし矩形部分」が定まりにくい事例
- *2. 位置変型：潜在機能の配列が位置決定の原則に従わないもの
 変型I：土間・台所・水まわりなどが縦に配列される事例
 変型II：土間・台所・水まわりなどが分散配置される事例

リート造や鉄骨造の住宅などによって占められている。(但し、これらの事例は必ずしも変型事例ではなく、建設年代の比較的古い店舗併用住宅などには一般住宅の平面型と区別ができず、旧店舗部分をそのまま台所や居室に転用している例もかなりみられるので、ここではそれらを除外して類型化することは不適当と考えた。)

先づ、土間、台所(カッテ)、水まわりなどが縦に配列される変型Iは、左勝手を禁忌とする日間賀、桃取には数例しか現われておらず、菅島では全くみられない。これらの集落は、敷地条件に余裕のある田の字整形の比率の高い集落でもあり、高密度に起因して生ずる隣接条件に余り影響されることなく、間取りが自律的に決定されることを意味しよう。逆に答志、篠島など敷地と建ペイ部分とがほぼ一致する高密度な集落では、変型Iが若干多くなっている。高密度な集落の場合、変型Iは2面をミチに接する角地の住宅に現われ易く、縦のミチに面

する一列に潜在機能群が配置され、他の一列は居室で構成されるものであり、特に答志にこの傾向が強くみられる。

次いで潜在機能群が、分散配置される変型IIについて考察する。変型IIは、坂手を除外すれば圧倒的に非分割型に偏っており、分割型には極めて少ない。分割型の場合、間取りは居室相互の関係(間仕切り)によって成立しているため、居室の性格が隣室に波及し易く、従って潜在機能群の位置が居室の相対的關係の中で収斂し易いことは、四つ間型平面の凶象的性格からも明らかである。これに対し、非分割型では、廊下型系統の場合、居室相互が依然として続き間構成を維持しているにもかかわらず、各室が廊下によって接続するといった、非分割的な要素に規定されているので、潜在機能群を比較的自由に配置でき、結果として分散配置の事例が多くなっているものである。また変型の場合、分割パターンそのものが類型不能という事例は少なく、多くは矩形外周と潜在機能の配列の条件を満たさない外形変型や、位置変型を呈するいわば類型上の原則そのものとの不適合に起因して生じているものである。非分割型の内容をみると、店舗などの併用住宅であるため、1階部分の殆んどが店、入口、台所、水まわりなどの潜在機能群によって占められ、変型IIを呈する事例は、全集落を通してその64%に及んでいる。

ただし、坂手の場合は対象集落の中では特異であり、分割型に変型IIの事例がかなりみられる。これは他集落と異なり、併列型指向が強いことに起因するものである。坂手の併列型においても、昭和30年前後までは台所(カッテ)の一部に入口(ニワナカ)が取り込まれ、奥に居室を配置した位置決定の原則に従う事例が多かったが、近年、上下水道の設備の近代化やプロパンガスの普及によって、奥のヘヤが台所に改造され、中間の居室を挟んで入口と台所が配置されるようになり住宅の両面性が強くなったためである。この傾向は、間口狭小ゆえに類縁型を併列型とする廊下型系統の事例にも該当し、非分割型の累計にも表われている。

多くの事例では外周壁を矩形とみなすことができ、潜在機能群の配列を上方に偏らせて位置決定を行なうことができるが、それらの類型上の原則に従わない「変型」事例について以下のようにまとめることができる。

- i L-型変型、変型Iは家屋密度との相関が強く、L-型変型は敷地に余裕のある低密な集合形態の下で生じ易く、変型Iは逆に敷地の少ない高密な集合形態の角地で生じ易い。
- ii 不定形-変型は敷地に余裕のある事例に限られるが、低密な集落よりも、高密度な集落の余裕のある敷地に現われ易い。またこの傾向は集落の田の字指向の強さと一致する。

- iii 変型Ⅱは近年の廊下型事例や店舗等併用住宅に多い。また分割型では田の字型に少なく、併列型に多くみられる。
- iv 不定形－変型と変型Ⅱは類型の原則上、相関性が強く、類型不能事例の多くはこの2点を持ち合わせている。
- v 不定形－変型を除く3つの変型は、いずれも増改築などによって生ずる場合が多い。対象地域では、町村合併によって村会が崩壊し、生活基盤施設の近代化が新行政の下で急速に行われる昭和30年前後から、建て替えとともに増改築事例が急増し、増改築によって外形が変化し、台所、水まわりなどの位置が変えられ、型の変化が生じたものである。

3-3 類型結果にみる平面の概要

表3-3, 3-4は前章の類型の原則と方法に従って、対象地域の全調査事例を集落ごとに類型化し、系統的に示したものである。対象地域全体の傾向として、以下の点を指摘することができる。1階の平面型をみた場合、80%以上が分割型(田の字型67%, 併列型13%)で占められ、廊下型系統の事例は13%, 類型不能事例は6%と、ともに少ない。これに対し、2階の平面型をみると、分割型が34%(田の字型21%, 併列型13%)と少なく、逆に廊下型系統の事例が61%に達している。従って、対象地域の間取りは1階平面が田の字型を中心とする分割型によって、2階平面は分割型を $\frac{1}{2}$ 程度含んでいるが、主として廊下型によって成立していることが明瞭である。

1. 1階平面の特徴

分割型と非分割型の構成をみると、分割型の比率は日間賀の90%を最高に挑取、答志がこれに次ぐ高さを示しており、逆に和具の66%を最低に、篠島(71%)がこれに次ぐ低さを示している。和具の場合、例数はもとより、集落戸数に対するサンプル数の比が、他集落に較べて低く、和具全体の特徴を正確に示すものではないが、集落の傾向として廊下型系統への指向性(34%)を指摘することができる。これに対し、篠島の平面型では廊下型系統を含め類型不能事例が19例にのぼり、分割型事例の類型系統分布や廊下型系統の類縁型分布の実態からも、特定平面型への集中は弱く、むしろ分散の傾向が著しく、間取りの複雑さや多様性を反映したものと解釈することができる。和具、篠島における非分割型平面の比率の高さを集落固有の条件にみるならば、次のように考察することができる。和具の場合、対象集落の中では日間賀に次いで密度が低く、敷地規模が大きいという条件に加え、三重県離島の中では戦後はやくから観光開発が進められたために、他島に較べ昭和30年以降は廊下型を受け入れ易かったものと思われ、篠島の場

合は集落が、起伏に富む方向性の曖昧な地形を被っているため、間取りが敷地の個別的な条件との対応を余儀なくされているためと考えられ、事実、類縁不能事例の建設年代をみると廊下型系統を含め、明治以降継続的に発生している。

さらに分割型を形成する田の字型、併列型の傾向を集落別にみた場合、坂手を除き、田の字型が圧倒的多数を占め、対象地域が田の字型地域であることを示している。しかし、坂手では併列型が田の字型とほぼ同数の50例を占めており、田の字型のうち単軸の性質の強い田の字4つ目欠落型の14例を考慮するならば、他の7集落と著しく異なる併列型優先の地域として特異である。これは、地形的制約によって間口狭小住宅を線状のミチに沿って短冊状に対向配置せざるを得ない住居集合のパターンに由来するものであり、今日の住宅の規模や集合形態は文政元年(1818年)の「村中家別間数覚」にみる間口、奥行のスケールや住居位置と殆んど変わっていない。しかし、これらの実態の傾向は必ずしも地域住民の志向する平面型と結びつくものではない。居住者の平面指向は田の字型に偏っており、少なくとも併列型指向は存在しない。併列型は、居室の2列配置を志向する住民の意志にもかかわらず、敷地固有の間口狭小な条件に起因して発生していることは坂手のアンケート結果によって明らかである。

従って、対象地域では、分割類型上の枠組で示したように、2軸の構成になる田の字型と単軸の構成になる併列型とが、田の字整形と併列整形を2極とする分割型系統上の平面型として存在し、分布していることが表3-3の類型一覧表からも明らかであり、それらの分布の傾向は、日間賀、菅島、桃取が対象集落の中では特に田の字整形側に偏っていることを、坂手が対象集落の中では例外的に併列整形側にやや偏っていることを、神島、答志、篠島では高密度な住居集合形態を反映して平面型が多様に分散していることを指摘することができる。

2 2階平面の特徴

先づ、1階平面と同様に分割型と非分割型の構成に着目すれば、坂手を除いて、その構成比には著しい集落間較差はみられない(表3-4)。分割型の比率は坂手の49%を除外すれば、他の7集落は全集落の平均値34%の10%以内の差異にとどまっており、坂手、神島では高く、日間賀、桃取などでは低くなっている。坂手の場合、分割型が49%を占めるが、これは他集落に較べて併列型が著しく多いためであり、田の字型の比率では他集落と変わるところがない。坂手における2階平面の併列型指向は開口圧迫に起因して生ずる1階平面の単軸の構成と対応するものであり、間口が狭く、奥行の深い平面形状にあっては、2軸の構成はもちろんのこと、廊下を物理的に確保することさえ難しい。

表 3 - 3 集落別、分割類型一覽表 (1 階平面)

整系統		(日数)	型	神島	菅島	篠島	日間賀	桃取	答志	和具	坂手	計			
分割型	田の字整型系	整型	4	O	9	3	4	3	21	7	1	9			
			6	O・O	10	12	23	24	15	16	5				
			8	O・O・O				5					2		
		小計		19(147)	15(158)	27(203)	32(274)	36(250)	23(211)	6(17.1)	11(89)	169(191)			
		欠落型	4	A ⁺			5	2	3				4		
				A ⁻	3	1			1	4			8		
				その他	2	1	1	1					2		
			6	A ⁻ ・A ⁺	1		1		5	4	1			1	
				B ⁺ ・A ⁻	8		1		1					1	
				B ⁻ ・A ⁻	3									3	
		8	その他	1		2		1	4			1			
		小計 (2列×4)						3					1		
		小計		18	2	10	3	14	12	1	20				
		整型欠落型	6	O・A ⁻	7		1			3	1	1			
				O・B ⁻	1		2		1	1			2		
				A ⁺ ・O	1		6	14	3	1					
				B ⁺ ・O	6	3	4		1	3					
				B ⁻ ・O	9	2	5	7	8	1			1		
				その他	1		2		1	2	1				
			8	A ⁺ ・O・O				3							
				B ⁻ ・O・O			1	6	1						
				(A ⁺ ・A ⁻)・A ⁺ ・O				5							
				その他		4	3	8	3	1					
				小計 (3列×3)				1	1				1		
				小計		25	9	25	44	18	12	3	4		
		田の字整型系小計		62(481)	26(27.4)	62(46.6)	79(67.5)	68(47.2)	47(43.1)	10(28.6)	35(28.2)	389(43.9)			
		田の字喚達型系	喚達型	4	X ⁺	3		4		2		1			
					X ⁻	2		1		12	1		1		
					Y ⁺	5	2			1	3				
					Y ⁻	1	4			5	2			1	
				その他			1						1		
	小計 (2列×3)				2	2		3	5	1	1				
	喚達欠落型		6	Y ⁺ ・A ⁻	3			1		1		1			
				Y ⁻ ・A ⁻	3					1		1			
				B ⁻ ・Y ⁺		11	1		2						
				B ⁺ ・Y ⁻	1	5	1		2	1	1				
				その他	4	5	3		5	4	1		4		
			小計 (2列×4)						1				2		
	小計		11	8	8	0	23	11	2	4	8				
	喚達整型		6	X ⁺ ・O				1	1	4					
				X ⁻ ・O				9	6		1		1		
				Y ⁺ ・O	1	1								1	
				Y ⁻ ・O	1					2					
				O・X ⁻	1		1		2	3	2				
				O・Y ⁺		6		1	1	1					
			8	O・Y ⁻		7		1		3					
				その他	1	2			1						
				小計 (2列×4)				1							
				小計 (3列×3)			1			1		1			
				小計		4	17	2	12	12	14	4	1		
				喚達整型欠落型		6 (2列×3)	1	1	1					1	
	8 (2列×4)			1	1	1									
	9 (3列×3)							2							
	10 (2列×5)					1									
	小計		1	2	2	2	2	0	0	1					
	田の字喚達型系小計		27(209)	48(50.5)	17(12.8)	14(12.0)	48(33.3)	31(28.4)	9(25.7)	14(11.4)	208(23.5)				
	田の字型合計		89(690)	74(77.9)	79(59.4)	93(79.5)	116(80.6)	78(71.6)	19(54.3)	49(39.5)	597(67.4)				
	併列型	付加型	2	I	4		1	3	1	1		15			
			3	I・I	2		3	2	3	2		9			
			4	I・I・I				1	2			2			
			小計		6		4	6	4	6	2	2	26		
			3	L・L ⁻			3		2				1		
				L ⁺ ・I	9	1	4	4		6	1	15			
		L ⁻ ・L ⁺				2					3				
		4	L ⁺ ・I・I			1	1		1	1	2				
			その他			1	1		1		2				
			小計		9	1	11	6	2	8	2	24			
		併列型小計		15(116)	1(11)	15(11.3)	12(10.3)	6(4.2)	14(12.8)	4(11.4)	50(40.3)	117(13.2)			
		非分割型	廊下型系統	類縁分割型	田の字型系	7	6	12	2	13	8	8	6		
	併列型系				1	1	2	5	2	1	2	6			
	変型(類型不能)				1		3	1				1			
	廊下型小計			9	7	17	8	15	9	10	13	88(9.9)			
	標準型			田の字型系		2	6	1	3	4	2	3			
				併列型系		1			1			2			
			変型(類型不能)	2	2	1			1						
	標準廊下型小計		2	5	7	1	4	5	2	5					
	廊下型系統合計		11(8.5)	12(12.6)	24(18.0)	9(7.7)	19(13.2)	14(12.8)	12(34.3)	18(14.5)	119(13.4)				
	変型(類型不能)		14(10.9)	8(8.5)	15(11.3)	3(2.6)	3(2.1)	3(2.8)		7(5.6)	53(6.0)				
	非分割型(廊下型系統・変型)		25(19.4)	20(21.1)	39(29.3)	12(10.5)	22(15.3)	17(15.6)	12(34.3)	25(20.2)	172(19.4)				
	非分割型		廊下型系統類縁分割型	8	10	20	8	19	13	12	17	107(12.1)			
		17		10	19	4	3	4	0	8	65(7.3)				
		非分割型変型(類型不能)		129	95	133	117	144	109	35	124	886(100.0)			

注：数値は例数、()内は％表示

表 3-4 集落別、分割類型一覽表 (2階平面)

		目数		神 島	菅 島	篠 島	日間賀	桃 取	答 志	和 具	坂 手	計					
分割型	田の字型	田の字 整形系	整 型	4	5	1	3	2	5	6		1					
			整 型	6		1		2		1							
			欠 落 型	4	6	4	1	3	7	4	5	14					
			欠 落 型	6	4		1				1	1					
			整形欠落型	6	2	2	3	2	1	1		2					
		田の字 喰違系	喰 違 型	4	12	2	6	1	9	8		5					
			喰 違 型	6	1		2										
			喰 違 整 型	6			2	1									
			喰 違 欠 落 型	6	6	1	4	1		1							
			そ の 他	6		1						2					
	田 の 字 型 合 計				36 (29.8)	12 (33.3)	22 (19.5)	12 (16.4)	22 (16.7)	21 (19.4)	6 (18.8)	25 (20.3)	156 (21.1)				
	併列型		整 型	2	2	1	4	4	8	7	5	24					
整 型・併列型			3	11		6	2	4	4	1	8						
そ の 他											3						
併 列 型 合 計				13	1	10	6	12	11	6	35	94 (12.7)					
分 割 型 合 計				49 (40.5)	13 (36.1)	32 (28.3)	18 (24.7)	34 (25.8)	32 (29.6)	12 (37.5)	60 (48.8)	250 (33.8)					
非分割型	廊下型	類 縁 分割型	田の字型系	0	13	5	20	4	17	8		3					
				4	19	5	16	1	23	28	7	7					
				0-0			3	5				1					
				6	4	2	6	6		3		2					
				そ の 他		2				2	1						
			併列型系	2	18	2	5	6	24	13	5	25					
				3	4	1	7	12	3	4	6	6					
					1	1	2	1		1	1	3					
				類縁分割型計				61	16	59	35	69	58	19	47	364 (49.3)	
				変型 (類型不能)						6		1				7	
	廊下型	準 廊 下 型	類 縁 分割型	田の字型系	0	2		2	4	3	5						
					4	1	1	1	1	9	5		3				
					0-0			2	4								
					6		4	1	2	1			1				
					そ の 他				1	2			1				
				併列型系	2							1					
					3			1	2	3	4	1	4				
					類縁分割型計				3	5	7	14	18	15	1	9	72 (9.7)
					変型 (類型不能)				1		2		1				4
					廊 下 型 系 統 合 計				65 (53.7)	21 (58.3)	74 (65.5)	49 (67.1)	89 (67.4)	73 (67.6)	20 (62.5)	56 (45.5)	447 (60.5)
	変 型 (類 型 不 能)				7	2	7	6	9	3		7					
	非 分 割 型 合 計				72 (59.5)	23 (63.9)	81 (71.7)	55 (75.3)	98 (74.2)	76 (70.4)	20 (62.5)	63 (51.2)	489 (66.2)				
2 階 平 面 例 数 (合 計)				121	36	113	73	132	108	32	123	739 (100)					
平 家 例 数				8	1	20	44	12	1	3	1	87					
調 査 例 数				129	37	133	117	144	109	35	124	829					
基本目数別累計		田の字型系	4	59) 77	18) 29	49) 73	16) 39	73) 75	64) 70	12) 12	32) 41	323) 416					
			6	18)	11)	24)	23)	2)	6)	9)	93)						
		併列型系	2	20) 35	3) 4	9) 23	10) 26	32) 42	21) 33	10) 18	49) 67	154) 248					
			3	15)	1)	14)	16)	10)	12)	8)	18)	94)					
											829						
非分割型		類縁分割型		64 (52.8)	21 (58.3)	66 (58.4)	49 (67.1)	87 (65.9)	73 (67.6)	20 (62.5)	56 (45.5)	436 (59.0)					
		類型不能型		8 (6.7)	2 (5.6)	15 (13.3)	6 (8.2)	11 (8.3)	3 (2.8)		7 (5.7)	52 (7.0)					

注：数値は例数，()内は％表示

廊下型系統の事例を含め、類型不能事例を除くすべての平面型を目数別にみた場合、以下の特徴を指摘することができる。全集落の田の字型系と併列型系の構成比は、ほぼ2:1で、廊下型系統が61%を占める2階平面型においても、類縁型としては田の字型系の比率が高いことを示している。これを集落別にみれば、菅島、篠島で田の字型系の比率が著しく高く、坂手、和具では併列型系の比率の方が高くなっている。坂手の場合、先に考察した通りであるが、和具の場合は、1階平面に対する2階平面の面積比が64%と他集落に較べて低く、しかも集落密度が低いために、居室を条件の有利な併列型として確保し易いために推察される。さらに田の字型系についてみれば、4つ目系事例が圧倒的に多く、6つ目系の22%に対し、4つ目系は78%を占める。しかし目数では集落間較差が著しく、桃取、答志では4つ目系事例に集中しているのに対し、日間賀ではむしろ6つ目系事例が多くなっている。桃取の4つ目、日間賀の6つ目志向は1階平面の目数傾向と一致しており、上一下階の分割上の対応を示すものとして理解することができる。また答志の場合は、1階平面にみられる強い6つ目系志向と対応を示さないが、これは、対象集落の中心は著しく高密度であり、厳しい住居集合形態の中で2階の居室条件を有利に展開するために、ミチに対してセットバックして2階平面が確保された結果である。

2階平面の%を占める非分割型について考察すれば、以下の通りである。非分割型のうち、類型不能事例は1階平面の場合にはほぼ匹敵し、全事例の7%程度であるが、1階が店舗等で類型不能事例が多数生じていることを考えるならば、この比率は決して低くない。2階平面における類型不能事例の中には、1居室のみの事例がかなり含まれており、それ以外の事例では、ツシ2階を増改築したために、中間部分に手を加えず、妻側の両端のみが居室として使用されているもの、居室としての内装が曖昧で十分に改造がなされていないものなどが多い。他方、廊下型系統に着目すれば、これの比率の高い集落として、答志、桃取、日間賀を、逆に低い集落として、坂手、神島を挙げることができる。坂手については前述した通りであるが、神島の場合は類型不能事例が少なく、41%が分割型であることに由来するものである。他集落に較べ、神島の田の字型系には喰違型が多いが、この傾向は分割型においてもみられ、喰違いの分割軸パターンを生かすことによって、廊下を設けることなく居室配置できる利点を活かしたものと見えよう。

そこで以上の考察結果を踏まえて、2階平面の特徴を以下のようにまとめることができる。

i 対象集落の2階平面は、各室が廊下によって接続する廊下型系が%を、分割型が%を占め、近年の事例では圧倒的に廊下型系統のものが多くなっている。

ii 廊下型系統であっても、類縁型では田の字型系が63%を占め、居室相互は続き間構成をとるものが多い。2階居室の構成では少なくとも1室を8帖とし、床を設け、客用寝室に確保した事例が多い。

iii 間口狭小住宅にあつては、1階平面型と2階平面型との型対応が著しい。これは間口が狭く、2軸的構成をとりにくい併列型に顕著にみられる。その反面、2軸的構成になる平面型では1階と2階との型相関が殆んどみられない。

iv 2階平面型を目数別にみた場合、四つ目系が78%を占め、六つ目系は少ない。これを集落別にみると、一般に1階平面型の目数の傾向を2階平面型においても反映し易いが、高密度な集落では2階平面はミチに向かってセットバックし易く、目数減の傾向を指摘することができる。

v 対象集落では坂手が特異であり、非分割型(廊下型系統)、田の字型系の傾向の強い地域であつて、分割型と非分割型が拮抗し、併列型系の事例が62%を占める。

vi 類型不能事例は全体の7%を占め、その特徴として、ツシ2階を増築したために中間部分には手を加えず居室条件を確保し易い妻側の両端のみを使用している事例、内装が未整備で十分に改造がなされていない事例などが挙げられ、このような事例は全集落に共通してみられる。

また2階平面は、就寝室の世代分離の要求を反映し、主に、勉強、就寝などの行為室に充てられ、日常の家族生活は、これとは階分離され、1階平面でなされているので、漁村住宅の特徴を1階平面との対応で捉える必要がある。従つて、本節以降の考察はすべて1階平面について行なうものとする。

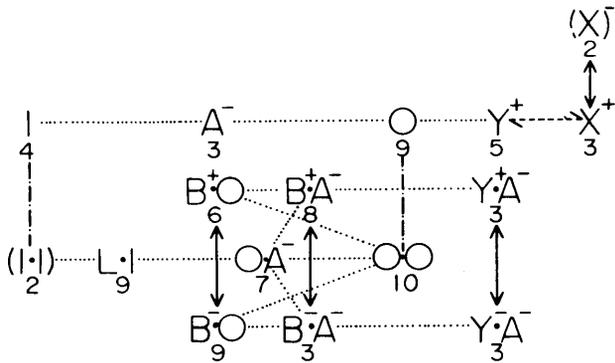
3-4 集落平面の特徴

1. 分割型平面にみる集落の相対的傾向

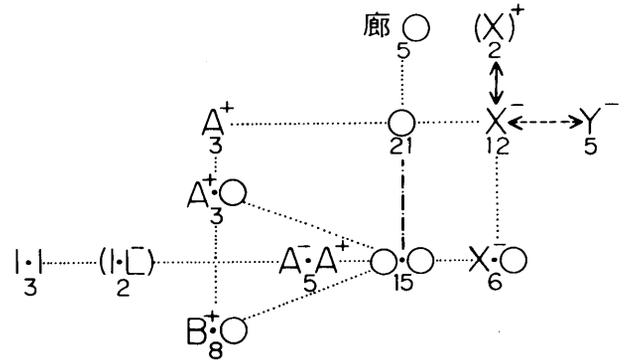
対象集落の特徴を基本目数、類型パターン数、分割軸系統別にみるならば、集落相互の平面的傾向は、一般に田の字型地域として類似の平面的特徴をもつと考えられ易いが、集落固有の条件を反映し、異なる平面型分布の諸相をもつことが明確であるといえよう。それゆえ集落間の諸相を下記のように整理することができる。

i 対象地域の分割型は6つ目系を中心に、4つ目系にやや偏り、平面型に現われる分割軸系統は、整型軸(54%)、欠落軸(50%)、喰違軸(35%)の順となつており、田の字型志向の強い地域といえるが、坂手はこの傾向と著しく異なり、併列型指向が強く、田の字型においても4つ目系、欠落軸系統を主体にした併列型に近い平面型を呈している。

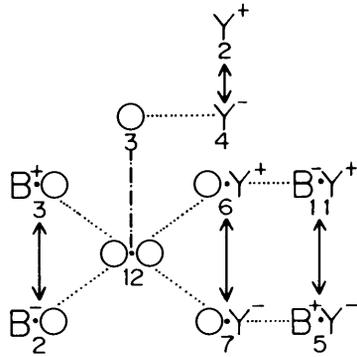
ii 日間賀と篠島は類型系統上、田の字整型指向の強い



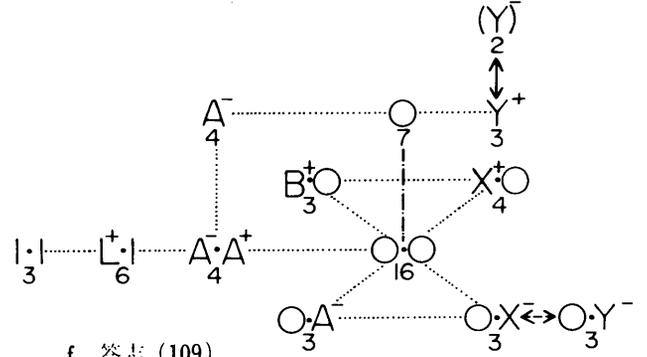
a. 神島 (129例) 1975



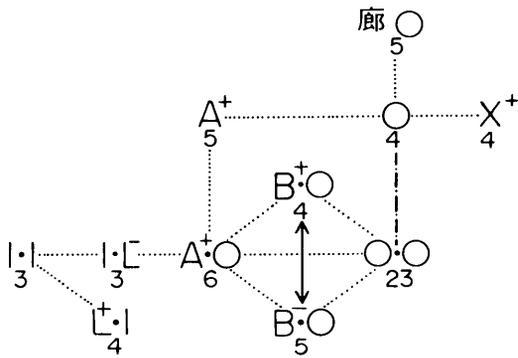
e. 桃取 (144)



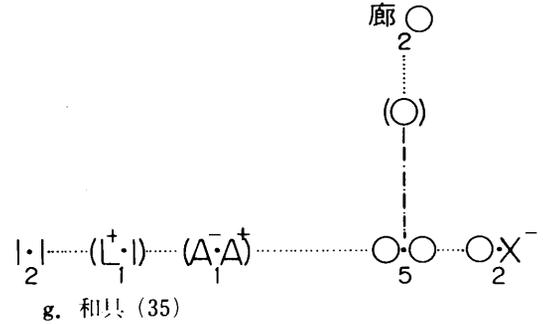
b. 菅島 (95)



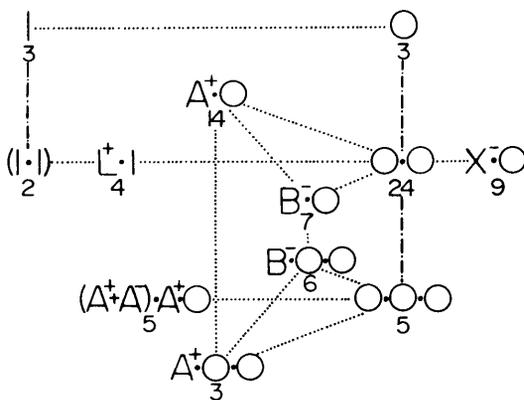
f. 答志 (109)



c. 篠島 (133)

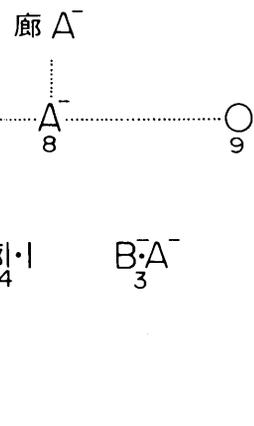


g. 和具 (35)



d. 日間賀 (117)

但し、型記号下の数値は調査例数を示す。
型相互の分割軸に類縁性のみられるもの
 ←→縦軸に対して左右対象の型
 ←.....→喰違型において単位・関係が同一の型



h. 坂手 (124例)

系統分布図における平面型表示の枠組

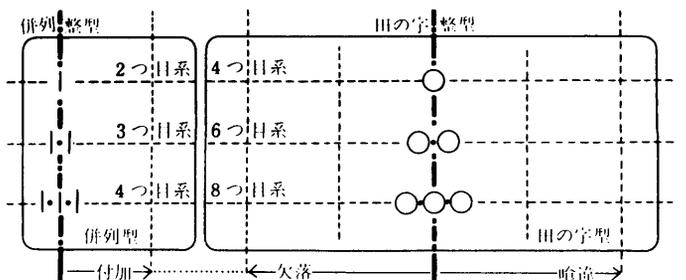


図3-1 収束型, 系統分布図

表 3-5 集落別にみた分割型平面の特徴一覧 (1階平面)

		神 島	菅 島	篠 島	日間賀	桃 取	答 志	和 具	坂 手	
田の字型	田の字型例数	89	74	79	93	116	78	19	49	
	基本目数別例数	4	25	11	16	6	45	17	2	26
		6	63	57	55	58	60	60	16	18
		8	1	5	6	28	8	1	0	5
		他	0	1	2	1	3	0	1	
	パターン数	32	26	31	21	43	30	15	26	
	1パターン当り例数	2.8	2.8	2.5	4.4	2.7	2.6	1.3	1.9	
	整型例数	19	15	27	32	36	23	6	11	
	Oを含む例数	30	28	29	58	32	26	7	7	
	A,Bを含む例数	55	34	42	49	45	30	7	33	
X,Yを含む例数	27	48	17	14	48	31	9	15		
併列型	併列型例数	15	1	15	12	6	14	4	50	
	基本目数別例数	2	4		1	3	1	1		15
		3	11	1	12	6	5	9	3	28
		4			2	3		4	1	6
		5								1
	パターン数	4	1	7	6	3	5	3	13	
	1パターン当り例数	3.8	1.0	2.1	2.0	2.0	2.8	1.3	3.8	
整型例数	6		4	6	4	6	2	26		
Lを含む例数	9	1	11	6	2	8	2	24		

集落であり、共に喰違化し難い。しかし8つ目系に特徴のある日間賀は、整型軸への偏りが著しく、特定の類型パターンに事例が集中し易いのと較べ、篠島は非分割型の例数も多く、平面型が分散する傾向にある。

iii 対象地域の平均値モデルに近い集落として神島、桃取、答志、和具が挙げられる。これらの集落のうち、神島は4つ目系が比較的多く、整型軸よりも欠落軸を含む事例が多い集落であるのに較べ、他は整型軸を中心とし、欠落軸と喰違軸が拮抗する集落である。ただし、桃取は4つ目系の比率が非常に高い点において、答志、和具の傾向と異なっている。

iv 菅島は、対象集落の中では、唯一喰違軸を含む事例が中心をなす集落として特異である。そのなかで間取りは異なる系統の分割軸の複合型として存在している。

2. 平面型分布にみる集落間取りの特徴

以上で対象地域における集落平面の相対的傾向が明ら

かにされたが、集落における間取り相互の関係や間取りの平面的装備(仏壇、床、押入など)の特徴を明らかにしてはしていない。従って、ここではまず、集落別に事例の集中する平面型(収束型)を抽出し、それらの相互関係を図示し、次いで収束型を中心として間取りの特徴を捉え、さらに、そこで展開される生活の特徴について解説する。(本論は報告書参照)

3-5 まとめ一対象地区平面の構成

以上の考察によって漁村住宅の実態が明らかになったが、実態は集落相互の間取りの差異と類似点の諸相を分析的に明らかにするものであった。そこで、本節では、研究方法の位置づけをも兼ね、対象地域の平面型のもつ特徴を総合的に把握し、高密度漁村の規則性として普遍化して呈示する必要があると考え、3項目に整理し、これを中間報告のまとめとした。

1. 平面型分布の枠組と諸相

対象地区の平面型やその分布の特徴を理解するための枠組や条件について整理すれば、以下に示す通りである。

- (1) 対象集落の間取りの典型と称して、实例のなかから雛形を選定することによって集落間取りを呈示することは、論拠に欠ける。モデルはあくまでも型分布の幅のなかで分布の諸相を捉えるものでなければならない。なぜならば、間取りには同一のものではなく、集落のなかで類似点と相異点をもちつつ分布するため、集落全体の枠組のなかで間取りの特徴を述べる必要があり、それゆえ分布の幅（間取り相互で異なる点）や収束の仕方（間取り相互で似た点）そのものを捉えることが、集落間取りを把握することになる。
- (2) 以上の視点で集落間取りを通時的にみた場合、以下の特徴が明らかになる。明治・大正期の間取りには、相互の類似性が強く、平面型分布の幅も小さかったが、それ以後の間取りには、社会的、技術的側面の変化、近代化に伴い、相異点が増え、平面型、空間的装備がともに分散する傾向を指摘することができる。それゆえ、明治以後各集落の平面型は集落の条件を反映し、徐々に多様化し、特定平面型への集中化を弱め、分散の幅も多岐に及ぶに至ったと考えてよい。
- (3) この変化の背景を以下のように捉えることができる。明治、大正期の間取りはムラの共同体規制を反映し、ムラづきあいの作法が形象化していたとみることができるが、ムラづきあいが変化し、ことに戦後、共同体規制が崩壊して以来、間取りはムラづきあいの規制を受けることなく、家族や家族員個々の住要求に合わせて建設されるようになり、多様化したものである。
- (4) これを平面型系統との対応でみれば、明治以降、今日まで、坂手を除き、田の字型を中心とした分割型によって形成されており、大きな変化はみられない。昭和30年以後、廊下型が新たな平面型として出現したが、高密度な住居集合を条件としているため、敷地条件が厳しく、結果として、分割型平面の分布や指向性に変化をもたらすものではなかった。しかしながら、昭和30年以後の田の字型はそれ以前の田の字型に較

べ、平面型と空間的装備の構成そのものに大きな変化がみられ、合理的、機能的な住み方が田の字平面のなかで展開されるに至ったといえよう。

- (5) さらに平面型の傾向をみた場合、併列型指向の強い坂手を除き、田の字整形を中心分布しているにもかかわらず、収束型の型系統は集落によって著しい差異を示している。この集落間較差は年代の古い事例ほど顕著であるが、近年の事例相互を比較した場合にも現われている。平面型を規定する条件は古い間取りと新しい間取りでは異なるが、近年の事例では、地形、敷地の隣接条件、敷地の規模などがこれに相当する。

2. 平面型に内在する住居集合の仕組み

対象漁村はいつでも高密度な住居集合を形成しているが、これは集落全体の構造によって直接的に規定され、構成されているのではなく、住居単位が隣接家屋により規定され、相補的にまた対立的に構成され、それらが集合した結果として現象しているものである。当然のことながら、住宅はハマヤマ、神社一寺などの集落空間の体系にも規定されているといえるが、それらが直接的に住居集合の形態に反映されているのではない。そこで住居単位に内在する住居集合の仕組みを本考察の枠のなかでまとめれば、以下の3点に整理することができる。

- (1) 平面型が多様化している原因の1つとして、平面が敷地のもつ多様な隣接条件に準拠して発生していることを挙げるができる。敷地のもつ隣接条件は図3-2のようにモデル化することができるが、対象地域には㊸、㊹、㊺のボタンが多く㊻のボタンも若干みられる。しかし、これらのボタンは現実には隣接家屋の高さや、ミチ、アキ部分の用途などの諸要素に規定されるので、単純に特定することできない。近年建設された住宅の場合、図に示すように隣接条件、開口部の向き（外部依存条件）平面型の3条件が整合し易く、これらの間には明らかに相関性を指摘することができる。特に、神島、答志、篠島、坂手など、高密度な集落ほど相関性が強くなっている。それゆえ、住居集合を隣接条件、外部依存条件、平面型の特徴の相互関係によって解析することができるが、本編では指摘するのみにとどめ、

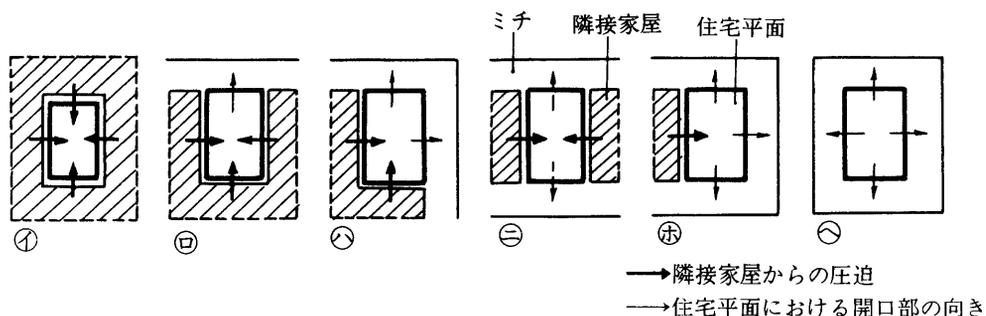


図3-2 主室平面の隣接条件との対応モデル

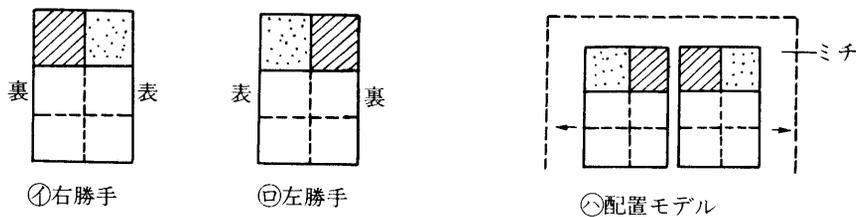


図3-3 左右勝手の発生モデル

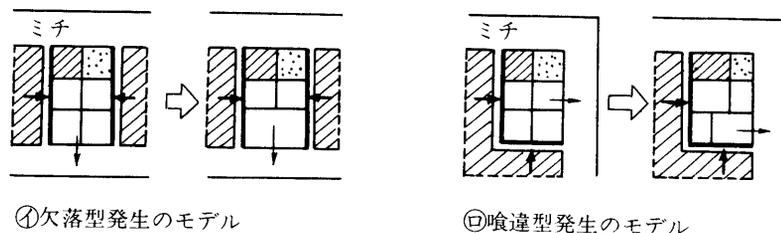


図3-4 隣接条件に準拠した欠落型、喰違型の発生モデル

分析考察は最終報告に委ねた。

- (2) 田の字型の場合、すべての集落に共通して、ニワ（土間）とカッテ（台所）が位置上に配置され、2列構成をとるボタンが圧倒的に多いが、集落密度の低い日間賀、桃取など、左勝手（入口からニワに入り、奥に向って左側にカッテを配置した間取り）を禁忌とする集落も存在する。容積率100%前後の他の6集落では左勝手が多数みられるが、これは敷地条件や隣接条件の状態に対応して間取りが反転されて配置されるもので、高密度な環境への適合の形式として住居集合上の意味は大きい。これは、概して敷地の隣接条件のよい側面を図3-3の③の配置例のごとく、表側に確保するために適用される形式であり、6集落に共通して明治・大正期の事例にみられるものである。
- (3) 対象集落には間仕切りを欠落化、喰違化させることによって構成された間取りが多い。この分割軸は平面型分布の特徴から、田の字整型軸の派生型として位置づけることができるので、この視点によって、欠落化、喰違化の意味をくみとることができる。すなわち、欠落化、喰違化することによって、四つ間整型軸の図象的性質の均衡が崩れることになるが、派生型の生成はこのバランスの変化を予め内部諸室の構成と外部への適合性の水準で意図的に捉えたものに他ならない。これを住居集合の水準で捉えた場合、分割軸の欠落化、喰違化によって、居室のスケールや居室相互の関係を変えることができ、隣接条件に恵まれた側面（外周）に接する居室を拡大し、これと他の居室との関係を強めるなど、隣接条件に対応して居室条件を有利に展開することが可能となる。近年、答志、篠島、神島などでみられるように、このような意図によって欠落化、喰違化の生ずるケースは多い（図3-4）。

3. 対象地区平面の構成

対象地域の平面型は型分布、分布の幅において集落により、著しく異なっているが、そのなかに共通してみられる間取り構成上の仕組みの存在することもまた事実である。そこで、共通してみられる幾つかの形式を(1)分割軸ボタン、(2)空間的装備、(3)水まわり増改築の変化ボタンの3項目に分けてまとめるならば、以下の如く整理される。

- (1) 田の字6つ目系を基準に、分割類型の水準に表われる間取り構成上の共通の仕組みについて考察するならば図3-5のように整理することが可能である。対象地域の平面は位置決定の原則に従って、上方の<前>に相当する部分と下方の<奥>に相当する部分に分けることができ、上方の分割軸と下方の分割軸の類似性を区別して扱うことができる。すなわち、上方分割軸はニワ、カッテを含む分割ボタンを、また下方分割軸は奥のヘヤを含む居室の分割ボタンを示しているが、集落によって、特定の上方向分割軸ボタンに集中する場合と、下方向分割軸ボタンに集中する場合がみられる。いずれの集落においても、上方、下方分割軸がともに整型(O)を基本にして分布しているが、整型以外では、対象地域の分割軸の特徴として、ダイドコ、カッテの間仕切りが欠落した、上方分割軸<B⁺>を指摘することができる。
- (2) 同様に分割型平面の空間的装備の位置について、共通点を指摘すれば、図3-6のように整理することができる。近年の新築住宅における空間的装備の位置は極めて多様化し、分散しており、図3-2に示す個々の敷地のもつ隣接条件との対応で、隣家から圧迫される側面（外壁部分）に集中して設けられる傾向が強くなっており、住居集合のボタンのなかで捉える必要がある。図

